

第4回歴史的風土の保存・継承小委員会

平成19年12月19日（水）

【事務局】 それでは、第4回歴史的風土の保存・継承小委員会を開催させていただきたいと思います。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、本日出席の委員、臨時委員、専門委員は現在11名中8名ご出席でございまして、本委員会の議事運営に第5に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

委員の皆様のご紹介は、恐縮でございますが、座席表をもってかえさせていただきたいと存じます。

また、A臨時委員、B専門委員、C専門委員におかれましては、本日はご都合により欠席されるとのご連絡を受けてございます。また、本日、都市・地域整備局長、審議官、都市計画課長、公園緑地課長が出席してございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、配付資料でございますけれども、資料の2枚目に配付資料の一覧がございます。

資料につきましては1から4までございまして、資料3につきましては枝番で1と2に分かれてございます。ご説明は申し上げませんが、参考資料について1から5まで分かれてございます。過不足等ございましたら、その時点でも結構でございますので、申し出いただければと思います。

早速でございます、引き続き議事に進みたいと思います。議事進行については委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 本日は年末でご多用中のところをお集まりくださいまして、どうもありがとうございました。

早速でございますが、議事次第に従って始めたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日は、お手元でございますように小委員会報告へ向けての検討ということになります。これまで3回にわたりご熱心にご審議いただきました結果、事務局のほうから「小委員会報告に盛り込むべき事項（案）」というのを作成していただいております。これから事務局

よりご説明していただいた後に、委員の皆様方からご意見をちょうだいしたいと思っております。

本日のご審議いただいた結果をもって小委員会報告案を起草しまして、パブリックコメント等の所要の手続に入っていただきたいということになっておりますので、本日はそのまとめということになりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

資料3につきましては事前に各委員の皆様には事務局からご送付していただいておりますので、既に委員の皆様におかれましてはお目通しいただいているという前提で、資料3のご説明は少し短目にといいことでお願ひしたいと思っておりますので、その後、各委員の皆様からご意見をちょうだいする時間を少し多目にとりたいと考えておりますので、このような本日議事進行ということでご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

まず、資料3のご説明は大体どのくらいでお考えでしょうか。

【事務局】 それ以外のものを含めて20分程度でお願ひしたいと思います。

【委員長】 わかりました。じゃあ、そういう予定でよろしくお願ひしたいと思っております。

じゃあ、早速でございますが、説明をよろしくお願ひします。

【事務局】 それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1は名簿ですので、これは飛ばします。

次に、資料2、縦長のA3判の資料がございます。こちらの資料は第1回から第3回までの小委員会の各委員からの指摘事項を概要としてまとめたものでございます。幾つか囲みになってございますけれども、この次にご説明いたします資料3の項目とおおむね合わせてございまして、一番上は現状、課題に関すること、中ほどはあり方に関すること、下の半分は新たなまちづくり制度に関することについて、皆様方からいただいたご意見が大体その項目に対応するところにそれぞれ割り振ってございます。詳しい説明は省略いたしますけれども、必要に応じ適宜ごらんいただきたいと思ひます。

続いて、資料3のほうの説明に移らせていただきます。

資料3は3-1と3-2に分かれてございます。3-1は報告に盛り込むべき事項案の概要ということで一枚紙にまとめたものでございます。3-2がその本文でございます。

まず、3-1を使いまして、全体の構成についてご説明をいたします。

上からごらんいただきますけれども、まず1「歴史的文化的資産を活かしたまちづくりの成果と今後のあり方の検討経緯」、左右に2つの列に分かれてございますけれども、左側

の列は昭和41年の古都保存法の制定から始まりまして、平成15年の諮問、平成18年の古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告と、この小委員会は基本的には平成15年の諮問に答えるべく設置されたものでございまして、そちらのほうの制度と審議の流れをまず書いてございます。

右側の列でございまして、こちらのほうは伝建地区、景観法、緑地保全制度等々と書いてございまして、歴史文化を生かしたまちづくりについてもさまざまな制度がスタートしておりまして、その流れからもこの報告が来ているというところを示してございます。平成17年には新しい時代の都市計画はいかにあるべきかということで、「歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方」と書いてございまして、都市計画部会のほうにこのような形で諮問されてございまして、この報告というものは都市計画部会にも報告されるものとして作成をしております。

次の段、2として「歴史的文化的資産をめぐる現状と課題」、左側に「現状」というのがございます。大きく申し上げますと、まず歴史を重視したまちづくりを積極的に行う市町村が増えている。しかしながら、一方で市街地の歴史的文化的資産、周囲の自然的環境が消失しつつあるというのも現状でございまして、これが進みますと我が国にとっては重大な損失になるおそれがあると。

右側の「課題」でございましてけれども、古都保存法につきましては対象が非常に限定的であると。また、既存のまちづくりの各制度についてもいわゆる歴史としての位置づけというものはまちづくり全体の中では不十分であるということ、また、都市計画行政や文化財行政の連携は不十分であること、こういったことが課題として挙げられております。したがって、総合的、一体的な計画に基づいたトータルなまちづくりを進める必要があるとここではまとめてございます。

次の3でございまして、「今後の歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方」、いわゆるあり方の整理というところでございます。左の枠のところは古都保存行政のあり方ということで、15年の諮問に答える部分でございまして、古都の対象の要件はもう少し広い意味にとらえたほうがいいのではないかと。また、あわせて、古都に指定されない都市についても古都保存行政の理念を展開するべきであると、こういう方向にまとめようと思っております。

あわせて、右側の列ですけれども、市街地における歴史的文化的資産を生かしたまちづくりにつきましても、制度の対象となる概念を明確化することによって、市街地における

歴史的文化的資産を保存・活用するいろんな制度をつくっていくと、こういうふうに整理をしておりまして、まとめて、より多くの都市と市街地を対象とした新たな枠組みの構築が必要であると整理をしてございます。

その次の4でございますが、「歴史的風致の維持向上によるまちづくり」、これは現在私どものほうで具体的に検討している新制度についての内容でございます。そこでまず、この新しい概念として歴史的風致という言葉をご提案しておりまして、そこに説明を入れております。この歴史的風致を維持向上させるため、国は国家的な重要性、緊急性等の観点から市町村の計画を認定し、重点的に行うべき区域について積極的、重点的に以下の項目等について支援をします。

4つ項目がございまして、まずは土地利用や建築の規制などの既存制度は効果的に活用、それから、文化財行政とまちづくり行政の連携・協同、それから、歴史的に価値のある有形の資産の復原や再生の支援、それから、建築物の整備、伝統行事等への利用の促進によるまちなみの再生・誘導と、そういった4つの項目などについて予算、税制、規制緩和を組み合わせて実施をします。

最後に5「報告に当たって」、これはまとめてございますけれども、未来に向けて豊かな地域を構築していくと、こういうふうに全体は構成をしてございます。

個別の内容について、次の資料3-2でご説明をいたします。

1つ開いていただきますと目次がございまして、先ほどの概要と同じ1から5の項目がそこに入れてございます。1につきましては内側に(1)から(3)まで項目がございまして、「古都保存法40年の成果」、「古都保存行政の今後のあり方に関する検討経緯」、それから、まちづくり関係の検討経緯と3つございまして。

2として「現状と課題」をそれぞれ(1)と(2)、それから、「まちづくりのあり方」として市街地におけるまちづくりのあり方、古都保存行政のあり方が(2)、4が新制度に関しまして、まず新しい制度の位置づけ、新たな概念の明確化、(3)が国の支援のあり方、(4)が具体的な支援の内容と、こういう構成になってございます。

では、1ページのほうをごらんいただきます。1は「歴史的文化的資産を活かしたまちづくりの成果と今後のあり方に関する検討経緯」、(1)「古都保存法40年の成果」。左側に行番号が振ってございますので行番号のほうでずっと順番に言っていきますので追っていただきたいと思っております。

8行目の「○」でございますけれども、昭和41年、古都保存法は議員立法により制定

されまして、その経過がそれからずっと19行目まで書いてございます。20行目、古都保存法では10都市をこれまで指定しておりますと、その内容が書いてございます。その下、27行目の「○」でございますけれども、古都保存法の仕組みについて説明をしております。その下、31行目の「○」でございますが、その成果として、「往時をほうふつとさせる景観が保全されることとなった」と整理をしております。

2ページ目をごらんいただきます。(2)「古都保存行政の今後のあり方に関する検討経緯」でございます。3行目の「○」でございますが、萩市や犬山市等、古都保存法の対象都市でなくても早くから歴史的文化的資産の保存と活用を通じて地域活性化を目指す独自の努力がなされております。

これを受けまして、7行目、11行目、それぞれ平成10年に前身である歴史的風土審議会の意見具申、15年の国土交通大臣からの諮問によりまして、大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきかということについて現在諮問がなされているということでございます。

20行目の「○」でございますが、歴史的風土部会では、まず同じ年に大津市について10都市目の古都として政令に指定されております。24行目の「○」ですが、続いて、平成17年に古都保存行政の理念の全国展開小委員会を設置いたしまして、昨年18年に、古都以外にも優れた歴史的文化的資産を今に伝える都市は多数存在し、これを国民共有の精神的なよりどころとして次世代に継承されるべきであることを基本とした報告を以下の3つの項目のようにまとめてございます。

次の3ページにお進みいただきます。4行目の「○」でございますが、これらを受けて、引き続き今年5月に本小委員会が設置されまして検討を進めてございますが、今回おまとめいただく報告につきましては、大津市の古都指定以外の今後の古都保存行政のあり方についての包括的な報告という形にするものでございまして、15年の諮問に最終的に答えるものになるという位置づけになってございます。

(3)「歴史的文化的資産を活かしたまちづくり制度の成果と検討経緯」でございますが、12行目の「○」、大正8年の旧都市計画法からさかのぼりまして、当時制定された美観地区や風致地区などが歴史性を含めた都市のまちづくりにまずは積極的に取り組む制度として構築されてきております。

15行目の「○」、古都保存法が制定された以降も昭和50年の伝統的建造物群保存地区制度、これが都市計画法と文化財保護法の改正により設けられまして、以下、その制度の

中身と活用状況について書いてございます。

30行目、さらに地方分権の流れ、平成15年の国土交通省決定の「美しい国づくり政策大綱」、平成15年の社会資本整備審議会答申「都市再生ビジョン」、こういったものを受けまして、平成16年に景観法が制定されてございます。

次の4ページにお進みます。最初の「○」は景観法の内容を書いてございまして、6行目のところ、さらにあわせて、まちづくり交付金制度もこの同じ年に創設をされております。

9行目、これらを踏まえまして、平成17年には国土交通大臣から審議会に対しまして新しい時代の都市計画はいかにあるべきかという諮問がなされまして、その中では、歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方というのも課題の一つとして示されております。

この課題については、歴史的風土部会における今回の審議と連携を図りながら、都市計画部会においても検討されることになってございまして、本報告はこの部会で取りまとめた後、都市計画部会にも報告されることを前提として作成されることとしてございます。

2「歴史的文化的資産をめぐる現状と課題」でございまして。

21行目の「○」ですけれども、我が国固有の歴史的な風情や情緒が保存・継承されている地域は全国にさまざまな形で存在しております。25行目の「○」ですが、こういったものをテーマに位置づけたまちづくりを積極的に行う地方公共団体が各地で見られるようになってきてございます。

33行目、しかしながら、一方で、歴史的な風情、情緒をかもしだしている緑地等の自然的環境が減少している地域が少なくないと。

次のページでございまして、5ページですが、2行目の「○」、また、市街地においても文化財以外の歴史的建造物等が失われて空地になったり、あるいは、歴史的な風情、情緒に不釣り合いなマンションが建築されるなどの事例が多く発生している。7行目、こうした状況が放置されると我が国にとって重大な損失を被るおそれがあると現状をまとめてございます。

11行目、(2)「現行制度の活用状況と課題」でございまして。13行目の「○」、歴史的な風土や文化財をまちづくりに生かす取り組みは多種多様な制度を活用してこれまでも行われてきております。15行目、古都保存法、18行目、文化財保護法、21行目、都市

計画関連制度、29行目、街路、公園等の公共施設整備、それぞれにおいて工夫したり活用したりしてきていると。

32行目の「○」、しかしながら、古都保存法は対象都市が限定されており、自然的環境の保全を対象としていること、文化財保護法は主として文化財単体の点的な保護措置を図るものであるといったことから、まちづくり全体での位置づけといった視点は欠けていると。

それから、6ページでございます。1行目の「○」、都市計画や公共施設整備等の諸制度もそれぞれ工夫をしている例は見られますが、文化財行政との一体的な計画により施策を推進するための制度的枠組みが存在しないということが課題になってございます。

6行目の「○」でございますが、したがって、文化財行政とまちづくり行政の連携のもと、総合的・一体的な計画に基づき、市街地の形成をトータルにとらえたまちづくりというものを進める必要があるというふうに締めてございます。

3「今後の歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方」、(1)「市街地における歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方」でございますけれども、15行目の「○」、歴史的に価値のある資産というのは市街地の中に存在する場合も少なくない。18行目、こうした市街地ではそういう文化財に指定されていない町家や武家屋敷等の建築物、街道や水路等の土木遺産、あるいは、伝統的な活動と一体となって、また、緑地等の自然的環境を背景として歴史的な風情、情緒をかもしだしております。

23行目、また、市街地というものは住民等が生活や生業を営む場であり、伝統的な産業等々が行われる場、また、来訪者が地域の歴史や伝統を体感する場、参加する場、こういったものとしても活用されるものであって、そういった活用を支援するための措置も必要である。

29行目の「○」ですが、このため、既存の制度を最大限活用しながら、それに加えて、歴史的風土などとは異なる新たな概念の明確化と市街地を対象とするために必要な措置を盛り込んだ新たな制度を構築するべきであるとまとめてございます。

7ページでございます。(2)「今後の古都保存行政のあり方」のほうでございます。古都保存法の対象となる古都は昭和41年の第2回歴史的風土審議会において以下の3つの要件に基づいて限定的に指定をされてきております。これらの要件は当時非常に大きな意義があったものでございまして、現在においても尊重すべきでございますけれども、例えばそれらの要件の中にごございます長期にわたって、あるいは、文化的資産の集積、あるいは

は、広範囲にわたる自然的環境といった要件についてはより多くの対象が含まれるように広い意味にとらえるべきではないか。

また、30行目の「○」、開発行為についても未然に防止する観点を含めるべきではないか。33行目、また、上記の措置をもってしても古都保存法の対象とならない都市についても、この新たな制度の構築をもって古都保存行政の理念の対象とするべきであると整理をしてございます。

8ページ目でございます。4「歴史的風致の維持向上によるまちづくり」、(1)「新たなまちづくり制度の位置付け」でございます。6行目の「○」でございます。この新たなまちづくり制度というのは文化財行政とまちづくり行政の連携強化、国と地方の協力の充実を図りながら、市町村による一元的・総合的な取り組みを支援するものとする必要がございます。

13行目の「○」、この場合、新たな制度というのは既存の制度を効果的に活用するとともに、それと組み合わせて予算制度、税制、規制緩和を実施するいわゆる事業制度的な性格を持つものとするべきであると。20行目の「○」、このため、より広い都市を対象とするとともに、市街地を含むものとする観点から古都保存法の歴史的風土などと異なる新しい概念として明確化する必要がございます。

(2)「新たな概念の明確化」でございますが、この新たなまちづくり制度が対象とする概念というものは、歴史上価値の高い建築物や土木工作物、遺跡や古墳等、それと、伝統的な活動と一体となって良好な市街地の環境を形成している状態とまとめることができると思います。

32行目の「○」、このような概念というのは従来古都保存行政が対象としてきた歴史的風土が、古都保存法40年の運用の蓄積によって主として自然的環境を示すものであるという認識が定着しているため、これとは区別する必要がある。また、景観法の景観についても区別する必要がある。

9ページ目でございます。1行目の「○」、これに対しまして、伝統的建造物群の定義に用いられております歴史的風致、また、風致地区に用いられている風致という言葉、これらは建築物のみ、あるいは、緑地等の自然環境のみで成立しているものではなくて、両方が一体として含んだ幅広い概念であることから、これを参考に歴史的風致という言葉新たな概念として定めることが考えられます。

7行目の「○」、歴史的風致を形成する要素としては、「核となる歴史上価値の高い建造

物」、10行目、「周辺の一体をなす区域」、15行目、「伝統的な活動」というもので構成されると考えてございます。

22行目の「○」、ここで形あるもののみで中身を伴わなければ、それは住民等の生活や生業の成立に裏づけられる持続性が担保されない。また、伝統的な活動だけ、形のないもののみでは伝統や文化を具現する場が位置づけられないと考えられますので、やはり両方必要ではないかということでございます。

(3)「新たな制度における国の支援のあり方」。この歴史的風致というものはさまざまな形で全国の都市に存在するものでございまして、そういったものを活用したまちづくりというものは、基礎自治体である市町村が地域固有の歴史や特性を生かして進めることが基本でございます。したがって、市町村が自ら歴史的風致の実態を明らかにし、その維持向上のために講ずる施策を計画を策定して実行するべきであるというのが基本でございます。

35行目、このような市町村の計画のうち、しかしながら、国が国家的な重要性、緊急性等との観点から、10ページでございますけれども、申請に基づき認定したものについては国が積極的・重点的に支援すべきであると考えてございます。

3行目の「○」、国が積極的・重点的な支援を行うべき区域というものは、核となる歴史的建造物が国の指定・選定に係るものであり、また、そういったものが我が国に相当程度の広がりを持つ、さらに、我が国の伝統文化の有様を国外に示す上で代表となるようなものであり、この制度を適用することによって歴史的風致の消失が抑制され、また、向上が可能になるもの、また、その維持向上を図る取り組みが地元において既に行われている、または、行われることが確実であるものというようなものであるべきであると。

11行目の「○」、それ以外の都市における従来の制度の活用も、これによって国の支援を否定したり制限したりするものではなくて、引き続きそれぞれの制度を活用して行うべきであると整理してございます。

16行目、(4)「国が講ずるべき支援の内容」でございます。23行目、①、「市町村の総合的な計画に基づく文化財行政とまちづくり行政の連携・協同」、ここでは国土交通省と文化庁の連携・協同によって指針を提示すること、市町村が文化財及び周辺環境の保存・活用に関する基本方針を策定すること。以下、市町村の計画に基づく事業実施、あるいは、関係者による協議会の設置などが書いてございます。

次の11ページでございます。4行目、②「歴史的風致を形成する建造物の復原・再生

の支援」ということで、まずは歴史的風致を形成する建造物には市町村による指定、及び、届け出勧告制度による規制を一たんかけまして、その復原・修復・移設、あるいは、修景、景観支障物件の除去等について支援すると。また、それ以外、都市公園内による復原、あるいは、郊外における復原、そういったものについても円滑にできるように支援をするという内容が書いてございます。

13行目、③「歴史的風致を尊重し調和を図ったまちづくりの再生・創造」というところでは、まず、税制といたしまして、歴史的風致の維持向上のため、土地などを市町村等に譲渡し、公共・公用施設として利用する際の所得税等の減税措置、また、用途や前面道路による高さ等の制限を緩和できる新たな地区計画制度による歴史的建造物の利活用、それから、歴史的まちなみ景観に沿った新築・改築の促進、支援など、以下に書いてございますような項目についてまちなみの再生や創造のための措置を講ずることとしております。

最後、27行目の5「報告に当たって」というところですが、我が国の市街地、ストックを活用し、成熟する時代へと移ったと言えます。国民の価値意識も変化いたしまして、我が国に固有の自然や歴史的まちなみの保全整備を進めるべきという意見が多くなってございます。

12ページでございますが、そういった過去を大事にする意識への回帰、我が国の歴史的価値の再発見の結果でありまして、世界各国の交流、往来が進む中で、我が国が国や地域の誇りやアイデンティティを失わずに持続的に発展を進めるためにこういった取り組みというのはますます重要になっていく。政府としては、このような時代の潮流を的確にとらえ、未来に向けて豊かな地域を構築していくことを切に望むものであるとまとめてございます。

参考資料につきましては詳細な説明は省略いたしますが、一番最後の51枚目、52枚目、それから、その次に参考資料2で一枚紙をつけてございますが、おおよそ現在、法律あるいは予算制度、税制についての検討の状況についてはこの部分にまとめてございます。おおむねこの内容がほぼ先ほどのご説明いたしました報告案の中に盛り込まれてございますが、現在、現時点では12月13日に税制改正要望についてはその結果がまとまりまして、そこにごございますような「歴史的風致の維持・再生によるまちづくりの推進に係る特例措置の創設」として、所得税、法人税等の1,500万円特別控除、これが小委員会のご議論の結果として税制改正が認められたとなっておりますことをご報告いたしまして、説明を終わらせていただきます。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。

では、これから早速今のご説明いただいた内容につきまして質疑に入りたいと思いますが、本日の最大の目的はこの資料3-2でございまして、盛り込むべき事項案と、これを皆様のご意見をいただきながら案をとりたいと、それをもってパブコメにかけたいということが今日の最大の趣旨でございますので、資料3-2にできましたらご意見を集中させていただければと思います。

あわせて、3-1はおそらく概要版としてこれがつくと思いますので、これについてもお気づきでしたら、またあわせてと。

それで、多分議論がしやすいということと、修正の作業もありますので、行まで全部入っておりますので、いろいろご指摘はページと行数を含めてご発言いただけると、いろいろ我々とまた事務局も大変ありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、本日は事前に事務局に対して資料でご意見をいただいている委員の方々がございます。また、ご欠席の方でご意見をちょうだいしている方もございますので、それを踏まえながらいろいろ審議を進めたいと思いますが、D臨時委員が途中で退席になると聞いておりますので、E専門委員から順番にぐるっと回って一巡して、さらに時間の余裕を見ながらまた質疑応答という議事進行にしたいと思います。

それから、あわせて、いろいろな箇所でご意見が出る可能性もありますので、それを含めて、最後全体を見通した上で事務局としてどう対応すべきかをまたご説明いただいて、また、最後どうするかを我々でまた確認すると、このような手順にしたいと思いますので。

ということで、勝手に発言の順番を指定してしまいましたが、恐縮ですが、座席順でぐるっと一周というようなことでよろしくお願ひできればと思います。

早速でございますが、じゃあ、E専門委員から、よろしくお願ひします。

【E専門委員】 今回、文化遺産と都市計画がこういう形で合体しながらできるような制度ができるというのは大変すばらしいこと、画期的なことだと思っております。実際に実施された段階でいろいろと何か反省すべき点も出てくるものだと思うんですが、老婆心ながら細かいことを申し上げます。

10ページの28行目あたりのところですが、市町村歴史的風致保存の総合的な計画をどうするかというのがある程度ここで書いておかなければいけないのかなと思いました。これを行う場合、専門性のあるスタッフが県の教育委員会レベルにしか存在していない場

合が非常に多いんですね。市町村は市長さんはやりたいと思っているが、実は専門性のある人がまだ育っていないという状況はしばしばあります。

ですので、できれば計画において基本方針を策定する段階においても、県及び県教育委員会と連携してとかいう形で、少し県の持っている能力を使えるものは使ったほうがいいんじゃないか。

文化財及び周辺環境の保存・活用ですが、保存、修復、活用、防災等という現在の文化遺産関係についてある違ったコンセプトをある程度並べておくということが大事ななと思いました。

それから、31行目のところですが、都市公園の管理等について市町村が実施できるというんですが、都市公園だけではなくて、実は公園緑地の関係ではまだいろんな大事なものがあって、街路とか小河川とか崖地であるとか、さまざまな緑地というものについても、触れてほしいと思いました。

11ページでございますが、同じくさっき申し上げたようなことで、1行目、2行目はこれは専門性の確保のところですよ。やはり「県及び県教育委員会が」市町村の支援を行う場合必要ですね。

この専門性の確保というのは極めて実は重要で、従来の国交省さんがおやりになったものはしばしばオーセンティシティを無視した形でにせものをつくってしまったという批判が多い。

欧米と日本と比べたら確かにこの専門性が不足しているわけです。できれば、専門的な教育とか資格制度みたいなものまで言及されて、技術士の資格の中に最終的には入れていくことが必要でしょう。大学が果たすべき役割というものもほんとうはここにあるんだと思うんですが、もう少し欧米型の総合的なまちづくりと文化遺産にかかわる教育をやっていく必要があるんじゃないか。という意味で、「反映に努め」の次に「歴史的建造物及び風致の保存、修復、活用、防災等の専門的教育や資格制度などに国は必要な支援を行うこと」が入るとよろしいと思います。

それから、同じ7行目で「復原・修復・移設」というのがございますが、実は買収、公有化も入れてほしい。京都で3週間ほど前に最大級の町家があつという間に取り壊されました。祇園祭、山鉾連合会の会長さんのお宅だったお家なんですけれども、あれだけ見事な明治の町家があつという間になくなるというのを見ると泣けてくるんですが、本物を買って保存するということがどうしても必要な場合があるということをもう一回強調させて

いただきたいと思います。

その活用等についてはまた市民とかさまざまな形のまたNPO的なものの活動があり得るわけですが、いずれにしてもここに何か買収という言葉が入っていたほうがより明確ではないかという気がいたしました。

それから、このような歴史的な建造物がなぜ滅びていくかといいますと、簡単に言うと、都市計画自体が不燃化と高層化を目指しているからなんですね。今ここで問題になっているのは、日本を代表する100の歴史的な場所を保存しようという大変すごい計画なわけですが、それについては従来のまちづくりとは違う方向性というものを考えた場合、一番最大のネックになるのは実は安全の問題なんですね。木造の都市がなぜ不燃化しなければいけないかといえば、火災で燃えるから、そこで生命、財産の安全の問題が起きるからなんですね。

その安全の対策は阪神大震災以降、かなりさまざまな研究教育が進んでおりますので、そういうものを生かした防災対策というものをぜひやっていただきたい。

文化庁の文化遺産の保存対策は、文化財の中はきっちりやっているんです。しかし、問題なのはその周辺が燃え始めたときに、例えば地震が起きて家が倒れ、水がとまり、消防車が来ない中で、半日間に燃え続ける都市の中でどうやって世界遺産が生き残れるかといえば、やはり防災対策をきっちりやるしかないんですね。そういう意味で、安全の問題と絡めて入れていただくといいかなという気がいたしました。

というわけで、10行目のところも、「復原を円滑化する」というだけではなくて、復原等という、上のところのさまざまなそのメニューというものをもう一回繰り返していただきたいほうがいいのではないかという気がいたしました。

それから、17行目ですけれども、「制限を緩和できる」というのがちょっとよくわかりませんでした。むしろここで必要なのは、制限を緩和しない新たな地区計画制度が必要なんじゃないかと。そして、歴史的建造物の利活用ですが、歴史的建造物を保全することで歴史的風致の利活用を促進するというふうな、もう一回再度念押ししておきたい気がいたしました。

19行目ですけれども、「歴史的まちなみ景観に沿った」というのがちょっと意味がよくわかりません。おそらく意味は歴史的まちなみ景観の特性維持に基づく修景・改築を促進ということだと思んですが、特性というのは伝統的建造物群の制度では、実は群の特性を維持するということがその価値の保護の決定的なキーワードになっているんですね。で

すから、歴史的まちなみ景観においても特性という言葉が入ったほうが明確になるんじゃないかという気がちょっといたしました。

ですので、改築、ここでもう一回防災対策等を入れておいていただくと、現在の都市計画の枠組みを壊さない、不燃化を目指す都市計画の中においても、防災対策ができてい

るからここは残せるじゃないかというふうに行けるんじゃないかという気がいたしました。あとは24行目でございますが、区画整理等についても、買収とか、あるいは、地域防災対策等を区画整理のときにやっておいたほうがいいのではないかと。26行目は地域住民等による歴史的風致保存の協定とか何かソフトな仕組みというものをそれを促進するというようなことがあるとありがたいかなと思います。長々と失礼いたしました。

【委員長】 ありがとうございます。いろいろ応援していただく観点からいろいろご意見が出ましたので、また最後にまとめてどう対応するかを事務局からご検討いただければと思います。

では、続きまして、D臨時委員、よろしくお願いいたします。

【D臨時委員】 大筋ではもうほぼ全部賛成です。ただ、二、三申し上げたいことがあって言いたいんですが、その前に、今、E専門委員がおっしゃったオーセンティシティの問題ですけれども、確かに怪しげなのをついつけてしまうんですが、まちづくりでは。

私はこの歴史系と、建築もそうだと思うんですけれども、建築史をやっている人は歴史だけにこだわるし、デザイナーはもうデザインにこだわり過ぎて、両方やる人がいないんですよね。学会がもうだめなんですね。私はそう思っているの。先週、建築学会でシンポジウムをやったんですよね。鈴木博之さんはもっぱら歴史だけ言うし、こっちは原広司はデザインでノーチャンスだと、自分たちは、余計なことを今言う必要はないんだけど。

造園も同じですね。やっぱり庭園の再生とか名園を整備するとかというときに、歴史はわかっているんだ、デザインの話は全然出ないんです、今度は。だけど、文化財の人は逆に歴史家ばかり集めているんですよ。

【E専門委員】 でも、デザインがわかっていないといい修復はできないですよ。

【D臨時委員】 本来そうですね。だけど、大体復原してだめにしてるんですね、私、景観屋から言うと。私は歴史もやりましたよ。

【E専門委員】 確かにおっしゃるとおりです。

【D臨時委員】 だけど、例えば現状保全のために上に覆土しますね。庭園なんていうのは名勝ですから。つまり景観に価値があるのに、その現状をかつての地盤を保全するた

めに上に覆土しちゃうわけですよ。そうすると、州浜がこんなになっちゃって、デザインセンスまるでない。ちょっとここで先生とけんかする気はないんですよ。

【E 専門委員】 全面的に賛成です。

【D 臨時委員】 歴史的復原というのは、特にこれからのまちづくりの場合は、トータルな景観、つまりランドスケープとしても見なきゃいけないので、私は歴史のオーセンティシティは大事だと、それは基本中の基本ですから。ただ、今の養成をしたり大学が果たす役割ということになると、そういう歴史も踏まえているし、デザインセンスもあるというのをつくらないと、今のような先生が教育するところな資格者が出ないんじゃないかという心配がありますので、一言発言しておきました。

【E 専門委員】 おっしゃるとおりですね。新しい仕組みが必要です。

【D 臨時委員】 ぜひそういうことをやっていただいたらと思います。

さて、本題ですが、私は古都法の言葉の解説のとき、いつも古都法もしくは古都保存法と言い過ぎて、いかにもあれは古都のためだけだというイメージが強過ぎると思うんですね。これは造園学的には歴史的風土にほんとうは主語があると私は思う。古都におけるから。古都以外の都市における歴史的風土の保存というのはあるわけですよ。今回もそこを一步踏み出そうと非常にいい判断をされているんだけど、あんまり古都法の言いわけを言い過ぎていくたびれているなと思うんですね。

本来、あれは古都が非常に波をかぶっていたので、そのときは古都がメインテーマだったんですが、概念的には歴史的風土の保存という新しい概念をあのとき建設省は出したわけですよ。それはまさに国土とか都市とかというのをつくるときの基盤は歴史的風土、簡単に言えば大地性というかランドですね、土地そのもの。そして、その上に生えている植生があり、そこにさまざまな工作物がつくられて生活に、あるいは、産業に供してきたわけですね。その全体像を保存する、保全するという概念だったと私は思うんですね。

たまたまそれが古都について一番ひどい状態になりそうだったので、一番弱いところとか、あるいは、重要なところでやったのであると、こう解釈したほうがいいなと。

というのは、ずっと何回も古都法の一応持ってきてはやっておられるので、私はそんなにそれにとらわれなくても、本来歴史的風土の保存ということが大事だったんだが、まだその当時の日本の国家事情ではそこまで及ばないので古都だけをやったんですよ。やっと今それを全国土に及ぼせるタイミングに来たんだと、こういう認識が私は一番まず大事だろうと、こう思っています。

今度は細かい話ですが、まず8ページですけれども、この新しい概念として歴史的風致ということを行うためにいろんな議論をしているわけですが、そのときに私が1つ申し上げたいのは、特定の場所性ということですね。今のこれまでの建造物とか土木建築物や土木工作物、遺跡、古墳というと、やっぱりこれまでの文化財は単体の物を守ることだった。だけど、それは実は土地の上に乗っているわけですね。台地の上にあたり低地にあたり、谷の地形にあたり尾根の地形にあるのは全然違うわけですね。後ろに山があるかないかで全然違う。

そういう意味では、歴史的風土そのものが大事だということですから、それをあんまりまだ建物や単体に引っ張られないようにすると。そのためには、私の言い方は、これで行くのなら、農地とか民家とかそういう言葉も入れてほしいし、建築物だけじゃなくて庭園というのを入れてくださいというのはメモを出しました。

それはどういうことかという2つありまして、1つは庭園という単体が非常に今までおろそかでして、大名庭園のようなかなり規模の大きい名勝庭園はちゃんと文化財行政でやってくださいました。だけど、建築物だけがメインで、だけど、大体日本の歴史的空間は全部庭園が付属されていたんですね。ところがそれはあんまり考えない。

それから、上野の寛永寺の五重塔はあれは動物園の敷地に入っているんです。五重塔だけ急に動物園の中に入っているんですよ。上野東照宮の境内地としてのワンセットでの保全は図られてないんです。それはなぜかという、単体の建物ごとに文化財に指定して、境内そのものを見てないからです。

これはカヤチョウの岩崎邸も同じです。岩崎本邸はコンドルの建物はやっているんですよ。だけど、後は付属の単なる敷地です。ほんとうは用庭があったわけですからね。

そういうことで、私は造園家だからつい庭園を強調するんだけど、つまりどういうことかといいますと、これまで緑地というのを自然、緑という言い方だけをしてきて、文化性のある緑地そのものが、つまり庭園というのは一つの文化財だという認識がこういうまちづくり系ではどうしても弱いと思います。だけど、実際の公園行政ではこの名勝指定の庭園が実は公園の中核になっていて、岡山とか金沢あたりではもうこれがひっくり返るともうまちが、観光が成り立たないぐらいまで大きなウエートを占めて機能しているわけですよ。

ですから、私はぜひ建築物と入れるのなら、庭園と入れてくださいとこだわっているわけです。そのぐらいにします、ここは。

それで、もう一つは風景論なんですけれども、歴史的風土、風致、そして、風景、景観と色々な似たような言葉があります。風致は基本的に、私のこれは自分で書いていることなんです、豊かなアメニティというこのアメニティの自然性をベースにしたアメニティのある空間を風致と多分大正時代は呼んできたんだらう。それから、人工的なアーティフィシャルなものをベースにしたアメニティのあるところを美観と呼んだ。そうすると、美観地区と風致地区というのは解説できるわけですね。

ですから、そう思っているの、自然がまずベースになった、そして、アメニティフルないい環境を風致と呼ぶという意味で、それに歴史性を加えた、だから非常にいい整理だろうと、この皆さんの提案はいいと思っているわけですね。ただ、それは風土よりは概念的にはやや狭くなってきますね。ですから、風土ということをどう考えるか。

例えば、近江八景があります。近江八景は琵琶湖の南湖の部分に一带に点在しているわけです。ところが、その浮身堂だけを文化財にすると、物なんです、建物だけ。だけど、近江八景というのは一景ずつがその情景全体をあらわすんですよ。ですから、あの雰囲気、堅田の落雁というのは、落雁、鳥がおりてくるその全体、空も含めて、その松原も含めてやらないとほんとうは近江八景の風景保全にはならないわけですね。

ですから、そういうものをもっと、それを今までは付属地、建造物の背景だから守るんだとかいうふうにししか考えてないんですよ、文化財は。そうじゃなくて、それぞれのもも大事なんだというふうにとらえて、もう一步前身できないものかというのが私の言い分があります。

ですから、一種の歴史的雰囲気をかもしだす基盤、それは地形や植生や水系であって、そういう自然のシステムそのものをトータルに生かすということがまさにこれからの本来の歴史的風土を生かしたまちづくりということなのであって、要素としての樹木、樹林であるとか、そういう単体ではないと。その全体像を、まさにトータルランドスケープといっているわけですが、そういうものをちゃんとするというふうにしてすべてをとらえて整理してはどうかと思っています。

これは奈良公園の若草山とか、そういう歴史的、あそこは都市公園としてももう位置づけされています、古都法でもやられていますから問題はないんですが、あれに類するものがあるはずだと思うんですね。対岸の松原でありましたり、その焼き入れをやって芝草の風景が守られているというのがあって、それが実は歴史的風景なので、単体の五重塔とか建物がなくなっても、そういうものもあっていい。もちろんあって、両方がコンビネーション

を組んでいい雰囲気を出すので、それはそれでいいんですけども、関ヶ原とか相馬ヶ原とか、富士のすそ野、富士のすそ野の巻狩じゃありませんが、そういう結構日本にはいい自然で歴史性を持った場所があるわけですね。

これは今までほとんど文化財のほうも対象にしてきていないように思いますね。少し意味のあるのは名勝ということにしてはいるんですけどね。もうちょっと国家的レベルから、ローカルレベルで大事なもので拾ってくるととてもおもしろくなると。私はそれが実は次のまちづくりのメインテーマになって、それが都市間競争に勝てる個性ある都市をつくることにもなると思っています。

ですから、ここには文化財行政との連携だけがやや強調されているように私は感じて、農水省や環境省ともやったらいいし、もっと教育系ともやらなきゃいけないと、むしろベクトルは広げたほうがいいんじゃないかと思います。それはこれからのまちづくり行政が都市基盤だけではなくて、そういう環境全体、景観全体、風土性全体を生かして個性あるまちをつくらんと。

これは最後のところに、だから、私は観光立国の話はやっぱりどうしても言うべき、12ページのところは、世界各国の交流が進む中でとありますが、これは観光立国上も極めて重要な戦略で、私はこの1,000万とか1,500万の措置ではなくて、とりあえずここから育てていただいていいですけども、もっとどんといくべきテーマだとさえ思っています。できれば、これは相続税も考えていただけるともっといいと思いますが、相手もありますからなかなか言えないし。

それから、11ページも、「歴史的風致を形成する建造物の」でいきなり切ってしまうんですが、ここにも「建造物や庭園の」というふうにぜひ入れていただきたい。

若干業界っぽいかもしれませんが、でも、私は今まであまりにもそこが抜けていたので、ぜひお考えいただければ幸いです。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

では、F委員、よろしくお願いします。

【F委員】 本当に言うことはほとんどないような状態なんです。先ほど参考資料2で1,500万という金額が出ているんですが、1,500万ですよ。これだけでいいのかなという感じがするんですね。

なぜかといいますと、もっとお金のかかるものでもあるわけですし、それと、何かこれ

ですと建物とか何かいじらないとこういう金額が出てこなくて、これを守るためのそれこそ欧米でいうヒストリカル・ソサエティーとか、そういうところを維持管理するためにも必要な予算というものがこの中にないと、風景や、今、D臨時委員がおっしゃっているようなランドスケープというものは、見えるものであって、つくるという状況ではないので、それを守り続けるということは、人々が動いて守ってくれなければいけないわけですから、人がもっと参加できるような部分もこの中にあってもらいたいと思うんですね。

先週アメリカに行っていたんですが、この間お話ししたと思うんですが、プラザホテルが今度100周年を迎えて、それが非常に歴史的な建物であり、セントラルパークの角のところにあるので、そこをヒストリカル・ソサエティーと一緒にあって、そして、ニューヨークシティと一緒に許可をもらいながらずっと解体しながら、もう一回作り直しているわけなんです。

中を見せていただいたんですけども、ほんとうは12月1日にオープンするはずだったのが来年になってしまって、それはやはり常に一公共、民の業者が、プライベートなカンパニーがそういうところに手をかけても、市の許可がないと何もいじることができない。それを忠実に守っていくということが前提として、営利活動もそこでできるわけなんです。

こういう保全されている建物とか歴史的な建物というのは、ある意味では一つの経済波及効果にもなるわけですから、そういう中でちゃんと商売もできるような関係性ってすごく大事だと思うんです。

文化的とか歴史的なというと、くぎ1本も打ってはいけないとか、こうしてはいけないとかという、そういう認識がここで出てきてしまうと、せっかくこういうものができてきているのに、活用されていかないと。だから、イギリスのナショナルトラストで小さなビレッジが全体的に全部トラストにはなっていて、だけど、中に入ると袋張りになっていて、もともとの柱にそこに住んでいる人は手を触れられないような状況にして、ですから、いつでも保全しなければいけないとか、もとのものを守っていかなければいけないときには、その奥に入って保全すると。

日本のお家はとても狭いから、それをやると半分のサイズになるかもしれないんですけども、それでもやる価値のあるものはやはり生きている、息を吸っている建物ですから、そういうこともちゃんと日本の文化や習慣も組み込みながらやっていっていただかないと建物も傷んでしまうと思うんですね。

そのところが、もしワーディングの中で地元の人々がもっと参加しやすい、もっと参加ができるような環境づくりとか、ヒストリカル・ソサエティーというのは単なる歴史的保全会ということではなくて、ある一定の人たちしかそこに参加しなかったりするととても閉鎖的なグループになってしまって、その一閉鎖的グループを市や市町村が支えているとなると、周りが今度文句を言って、何でこんなことになっているんだと。

だから、そういうソサエティーをもうちょっと広げて、公共的なニュアンスも含めながら、そういうところに予算をつけてさしあげられると、みんなでここに参加すれば、こういうことだって自分の家でもできるのよということになると思うんです。

一番困っているのは、地元の方々が安易にただすべてつぶしてしまおうということではなくて、結局生活するのが困難なので、ちょっとの援助が欲しいと。その中で自分たちは頑張りたいけれども、ネクストステップができないと。予算で支え、そして、国にも負担にならず、そして、なおかつ参加している国民も自分たちの手で何かやったという認識を全部持てるのではないかなという感じがいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【D臨時委員】 先ほどこれ、参考資料1の最後のページですけれども、これはもう新設されちゃったんですかね、機構というのは。しちゃったんですか。これからですか。

【事務局】 これからです。

【D臨時委員】 これから。それでは、ちょっと意見を申し上げたいのは、維持再生というのは何となく消極的のような気がするので、ほんとうは維持じゃなくて保全でいい、コンサベーション、先ほどE専門委員もおっしゃったけど、コンサベーションなら保全でいいと思いますし、もうちょっと進めば、維持再生というのは一言で言うと歴史的風致まちづくり機構じゃないかと。だから、私は素直に歴史的風致まちづくり機構ぐらいまで、これはメガラインはまちづくりなんだよと、歴史的風致はもちろん保存し、保全し、先ほどのオーセンティシティも考えながらやるんであってね。

だけど、目的を維持すると、何か何となくお掃除してなるだけもっているという、あまり積極的に都市全体に波及するとか、市民生活を豊かなものに変えるとかというイメージがないので、ちょっとそれは一つご検討いただけないか。というのは計画面にもあるようですから。それが一つと、要するに、一般市民がどういうふうを受けとめるかということですね。

それから、もう一点は、定義の中にその歴史的風致のことの中の最後だったかな、たしか行事、伝統的活動というのがセットでありました。私は伝統的活動も含めて、さまざまな市民活動、ソフトウェアがないとほんとうの歴史的なものを生かしたまちづくりとは思えないと思うんですが、現実にはそういう運動がなくても、そういう歴史的遺産が残っていて、それで徐々に祭りを復活してもいいわけですよ。

ですから、セットじゃなきゃいけないという定義ではなくて、そういう要素が幾つかあって、それは並列だと。それが全部そろっているのがなおいいけれども、全部そろってなくてもいいという理解をぜひしておいていただければと思っております。

どうもすみませんでした。

【委員長】 ありがとうございました。

またご都合の中で適宜中座されても結構ですので、よろしく願いいたします。

では、G委員、よろしく申し上げます。

【G委員】 何かこの議論とかかわりなく、もう仕組みはできるような感じなので、法律の制度もかなり具体的になっているのかなという感じがしまして、この文章だけ、資料3-2だと必ずしも読み取れないけれども、念頭に置いている具体的な仕組みはもうほぼ固まっているのかなという感じもするので、私としてはこの全体のコンセプトというのはどこが新しいのかなということで、若干コメントめいたことを少し申し上げたいと思います。

1つは、この法律は歴史的風致という概念を掲げて事業的なことをやっていくということで、着眼点としてはおそらくちょっと景観法に似ていて、ニッチねらいといいますか、そこでスキ間を埋めるというところが一つの突破口になって法制度が仕組まれようとしているんだろうと思うのが一つ。

それから、そうは言っても、8ページにもありますが、新しい都市計画法とか古都保存法とか、それと並ぶような法律ではなくて、むしろそういうものを前提としながら、それらの活用と、それから、事業実施的なところにつなげていくという意味で、法律ではありながら執行法みたいな感じなんですよ。

多分、日本の法律は私はいつも生み捨てと言っているんですが、なかなか法律をつくった後でほんとうに現実に動かすというところが今建築行政で大変苦勞していますけれども、できていないので、こういう事業法的な執行法的な法律みたいなものというのは結構いい着眼点ではないかという気がしまして、ひょっとして何かモデルになったものがあるんで

したら教えていただければと思います。

それで、あと、言葉としましては、8ページですけれども、8ページの11行目に「市町村による一元的・総合的な取組み」という言葉が出てきて、これは同じような言い方が6ページですと一体的、総合的という言葉がまた出てくるんですよ。そこはちょっとチャンポンになっているのかなと思うのと、あと、市町村による一元的あるいは一体的、どっちでもいいんですが、ちょっとイメージ、言葉として生硬な感じがするので、もう少し表現は工夫されたほうがいいというか、何を具体的に考えてそういう表現を充てておられるのかというのが少し気になるところです。

市町村が計画をつくって、それを国のほうが基本方針をつくってそれを認定するという仕組みですけれども、9ページの36行目になりますが、一番最後ですけれども、ここだと「国家的な重要性・緊急性等の観点」ということでやや唐突な感じがしまして、これの具体的な中身がいま一つはっきりしないんですね。

それは10ページの3行目以下のところに、「国が積極的・重点的な支援を行うべき区域」ということと重なる部分もあるんでしょうけれども、完全に同じではなくて、とりわけ緊急性みたいなところはあんまり具体的に敷衍されていないのではないかと思います。

あと、やっぱりちょっと県をすっ飛ばしている感じがあって、そこがほんとうに国ということできなり言えるのかどうかというところは、もう少し説得力のある形で展開したほうが、展開しないといけないんじゃないかということですね。

そこで、国が出てきますと、文化庁と国交省さんの間で協調して連携ができると。それを具体的な計画に流し込むという、そういう発想だと思うんですけれども、仕組みそのものは悪くないといえますか、いいんじゃないかと思うんですけれども、表現ぶりがどうかというところがやや気になるところです。

それから、概念としてもう決めの言葉が歴史的風致で、その歴史的風致という概念については9ページの1行目からの「○」のところで、建築物も含みつつ、自然的環境も入って、両方を一体として含んだ幅広い概念ということでコンセプトはいいと思うんですけれども、言葉としてはどうですかね。さっき国民がどういう印象を持つかという話がありましたが、歴史的風致という言葉はやっぱりちょっと最初に聞くとかたいですよ。かたくて、プロ的に言う問題ないんでしょうけれども、こういう言葉を中心にして果たして盛り上がるだろうかという気もして、何かキャッチを考えるというのがあってしかるべきじゃないか。

それから、あと、地域の独自性みたいなことを守っていくというのはいいんですけども、やっぱり国際性という話をもっと出されたほうがよくて、観光庁もできるみたいですし、まさに独自性を守ることが国際性と同じことなんですよね。コインの裏表みたいな話なので、そういう形でつなげていかれるといいんじゃないかと思います。

全体としましては、私はこのセクションは国交省の良心というふうに思っているんで、道路局とは対照的なんですけれども、ですから、そこのお金をもうちょっと使っていて、予算額は拡大してもよろしいんじゃないかと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

また一巡した後で、まだご発言のない部分を私は発言しようと思いますが、引き続きまして、H委員、よろしくお願いします。

【H委員】 ほんとうに待ち望んでいたような政策だと思います。やはり古都保存法だけではほんとうに守り切れなかったもの、こぼれてしまったものは、特に市街地です。この歴史的、今度新しく「風致」ということで市街地そのものに総合的、立体的な政策を打つというのは、やっぱり国民的にも待ち望んでいてとても素晴らしいことです。今、G委員がおっしゃったように、ぜひこのグローバル時代にこそこの日本人の精神性が溶け込んだこういった歴史的風致、まちなみその他をやはり次の世代につないでいかなければならないと思います。国際性、グローバルというのは何かどこかに一言ぐらいどこか概念のところとかにつけ加えるといいなと思います。

それから、ちょっと細かいことと大きなこともあるんですけども、中身でいいますと、ちょっと気になりましたのが、10ページから11ページのところで、「国が講ずるべき支援の内容」なんですけれども、26行目からこの「○」、「○」のところはずっと「指針を提示すること」、その次のところが「基本方針を策定すること」、「実施するようにすること」、「一層推進すること」、もう「こと」、「こと」ときています。次のページもそうなんです。11ページも、「支援を行うこと」、「支援すること」、「円滑化すること」、「こと」。何か支援とか、例えば「円滑化する」とかと言わないで、「円滑化すること」というのは、何かちょっと多分表現の中で違う意味があるのか、それとも、ちょっとあいまいにするためにこういうふうに「こと」とやっているのか、相手との連携の中で促進することだとかと言うほうがそういうニュアンスがあらわれると思われたのか、ちょっとその「こと」というのが気になる表現です。別に動詞でとめてもいいんじゃないかと思います。

特にこの11ページの21行目のところ、「歴史的風致を尊重し調和を図ったまちなみの再生・創造」の中で、21行目の電線地中化のところがあるんですけど、これも「無電柱化の促進を図ること」になっているんですけど、ここだけは何か今まででもやはり無電柱化の促進というのはそれなりの法律もあるので、ここからもう一歩何か踏み込んだようなことが書けるのであれば書いてもらいたいなとも思いました。「こと」ではちょっと抽象的なので。ただ、書けるならば「図る」ととめて、そして、具体的に何かあれば、私はこの無電柱化のいろんな運動もやっておりますので、このあたりがなかなかいろんな進まないところでもありますので、大いに期待のところですよ。

それから、ちょっとまた変わりました、次の12ページのところなんですけれども、最後、なかなか名文で、11行目、「未来に向けて豊かな地域を構築していくことを、切に望むものである」と高らかにうたってあって、「うん」と思う反面、切に望む主体は、主語はだれなんだろうと思うのですが。それは委員会のメンバーのみが思うことではなくて、国民が思うことなんだ。要はここにきて急に、何か今まではもう少しそういう施策ということで書いてあるんですけど、切に望む、このこと自体に対しては私は非常に共感するんですけど、この主語がだれなのかなというのがわからなくなって、そうなるのと、そういうふうにあえて高らかに言わなくてもいいのかなと思います。美文ではあります、そのことと関係なく、ちょっと全体の中で、だれがだれに対して言う、こういうふうに思うと訴えるんだろうかとちょっとわからなく最後になってしまったというのがありますので、ちょっとお聞きしたいところです。

それから、もうあと一つだけ。この補足資料の説明の中の、先ほどから皆様もご指摘の52ページの歴史的風致維持再生機構なんですけれども、これは各市町村単位でつくる機構なんですけど、ちょっとこのいわゆる機能なり役割なりというのはまだ決まっていないのか決まっているのかわかりませんが、それはどんなもので、また、この中には、この盛り込むべき事項の中にはこの機構のことはあまり触れてないんですけど、あえて今の段階では触れないほうがいいのか、それとも、もう触れるのであれば触れて、もう少しどういう機能と役割を持つ、どんな仕組みなのかなというのも載せてもいいし、また、少し教えてもらいたいなとも思いました。

そして、その中に、先ほどE専門委員がおっしゃったように、ほんとうに何かちょっと少しファンドがあって、それですばらしい住宅だとかがほんとうに壊されていくのを目に余るようなことが多いので、何か買い取りができるぐらいの何かそういうファンドなんか

がこの機構の中で持てるようなことができるといいなと思います。

というのは、やはり個人の資産だけに、なかなかスピードが必要で、あんまり何年もかけて許可をとって買い取るとか何とかすると間に合わなくて、やっぱり相続税で売るとなれば、もうすぐにお金が要ったりしますから、何かこの機構がそういったことがスピーディにできるような機能を持っているといいなと思いました。

もう一つだけ最後に。どこかで、この12ページでもいいんですが、どこかにもし書ければ作文として書いていただければうれしいなと思うのは、この歴史的風致というものと、これは必ずしもいわゆる経済とかそういうエコノミーを阻害するものではなくて、ある程度共存できるものであるということ、上手なメッセージで書けるといいなと思います。やはりとる人によれば、やはりよいことではあるけれども、ある種の規制がかかるということに対して、大枠はよいことだけれども、具体に入ったときには、これは経済や発展などを阻害するなというようなことを感じる人もいると思います。

ただ、世の中的には建ぺいや容積が下がったりいろんな制限はあるけれども、しかし、必ずしもそれが不動産的価値を下げるもの、資産価値を下げるものではなくて、むしろこういうことがむしろどんどん押し進んでいくことのほうが資産価値を上げるんだという風潮も最近少し出てきております。そういうメッセージが何かちょっと送れると、この12ページのところで送れるとより良いという気がいたしました。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

では、引き続きまして、I臨時委員、よろしく申し上げます。

【I臨時委員】 全体として網羅的、総合的に尽くしてしまして結構だと思います。ただ、ちょっと一部文章がこなれてないところもあるかと思いますが。

私も今まで各委員のおっしゃったこととダブる面も大分あるんですが、ちょっと気がついたことだけ申し上げたいと思います。ただ、いずれもこうしたほうが良いと断定的にこだわるわけではなくて、むしろちょっと専門的な分野でないものですから、こういうことでいいのかどうかという疑問の程度にそれぞれ考えていただければと思います。

まず、7ページですけれども、7ページの27行から29行目、「例えば、『長期』、『集積』、『広範囲』といった要件について、より多くの対象が含まれるよう広い意味に捉えるべきである」、これはまさにそのとおりだと思います。ただ、文章に書かなくてもいいんですけれども、前もちょっと言ったかと思いますが、古都保存法の要件というのが国が区域

を指定し、また、大臣が計画決定をするという非常に国の関与性が高いものですから、そのところを外れてどんどん広げるというわけにはいかないだろうということが1つあるかと思います。

それから、8ページの規制緩和の18行目ですか、よく読めばわかるんですけど、「まちなみの再生を予算制度、税制、規制緩和を組み合わせる事業」。規制緩和というと、ちょっともう規制をすべて外しちゃう、どなたかの委員も先ほどおっしゃっていましたが、そういう感じにとられるんで、これは後にも出てくるように、道路との関係で高さがどうかと、位置をどうするかということに関連してなんだと思うんですけども、あえて言うなら、規制緩和というよりも規制の特例措置とか、そういったようなほうが誤解を与えないのかなということです。

それから、20行目の、ここで「このため、制度の対象となる歴史的文化的資産は、国際的なわが国の位置づけの向上や地域活性化を目的とし」、何か大体わかるんですけども、国際的なわが国の位置づけというと、文章自体でどういう観点からのことかちょっと省略し過ぎていることと、それと、もう一つ、観光立国という、どなたかおっしゃったようにそういう非常に大きなものも、もうちょっとどこかで国際的なということの観点をわかりやすくされたほうがいいのかなと思います。

それから、9ページの36行目ですが、まず、「歴史的風致の国家的な重要性・緊急性等の観点から」、ちょっと国家的な重要性というと国家的というのをどうとらえるかによって違うんですが、国全体として見て当該地域が特別に重要だということとられて、何か相当範囲が狭まるような感じもしてちょっと引かかったのですが。

もう一つ、次のページの「市町村が策定する計画」とありますけれども、これは今度新しく立法するところにこの計画というのは位置づけられるんですかね。そうすると、従来あった都市計画のマスタープランとか、そのほか市町村計画とか、そういったものとは別のものになる。それはそれで結構なんですけれども、そこら辺のほかの計画との整理といえますか、そのところは法律上の問題じゃないかもしれませんが、よく整理して理解してもらったほうが、何か屋上屋というか、何かそういう感じがまた面倒くさいことだけがあってというようなことの批判を受けてもいけないと思いますので。

それから、10ページの4行目ですが、「核となる歴史的建造物が国の指定・選定に係る文化財であり」とあるんですが、僕は素人でよくわからないんですが、狭くなり過ぎないのかなと。国が指定・選定するというのは相当狭い範囲にならないのかどうか。これはむ

しろ教えていただければいいんですが、それに準ずるようなものも入ったほうがいいんじゃないかなという感じがしますが、これは単に素人の意見です。

それから、6行目の「国外に示す上で代表となるようなもの」と、これもまたちょっと代表となるというと相当狭められるので、適切なものとか、そういう格好になるようなものというようなことのほうがいいのかと。ちょっと細かくなって恐縮ですが。

あと、11ページですけれども、11ページの主語は国なんですよ、主体は。例えば7行目から9行目の「復原・修復・移転や周辺の修景、景観支障物件の除去、伝統行事等のソフト事業を支援すること」というのは国が支援することという意味ですね。本来的に言うと、まずは市町村がやるんだけれども、市町村がやることについてもさらに支援する。支援するといった場合の具体的な中身というのは、補助金になるんですか。そこら辺がちょっと、これだけ読むと、前とか読めば国が主語だということはわかるんだけれども、ちょっとはつきりしないような点がありました。

ただ、どなたかもおっしゃったように、できるものであればもうちょっと具体的にしてもらったほうがいいかと思います。できなければそれはそれで、現段階ではやむを得ないかと思います。

それと、15行目で税制のことを言っていますが、これだけ相当具体的に書いているんですけれども、これは来年度の税制では勝負がついているんだと思うんですけれども、ほかの税制というのはほんとうに考えられないのか。先ほどから出ている相続税、あるいは、固定資産税等が考えられないのか。何かこの報告書の段階ではもうちょっと幅広く書いておいたほうが後で勝負するのにいいのではないかと思います。

それから、最後ですが、電線の地中化、今、H委員もおっしゃいましたけれども、これはほんとうに大事なことなんで、私もこれもほんとうに具体的に詰めて、今までもやっておられるんだけれども、特にこの歴史的風致というようなことをきっかけにして、国の関与というか、金の絡む話もあるんだと思いますけれども、相当これは具体的に突っ込んでいっていただきたいと思います。

細々したことを申し上げました。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

では、J専門委員、よろしくお願いします。

【J専門委員】 2点申し上げます。

1つは、「歴史的風致が内含する価値の維持や拡大」に寄与し得る「周囲の自然的環境」

の保全、再生、創出を促す姿勢をもう少しハイライトする方向で内容のご検討をお考えいただけるとよろしいのではないかと存じます。

理由は、歴史的風致という状態の「コア」をなす部分が肝要であることは言うまでもございませんが、そのコアへつながるアクセス部分、更には広く周辺環境部分の整備をこの法律・政策をてこにかりてまちづくりの一環として積極的に進められるフレームをはじめから組み込んでおくと、より実践的と思えるからです。

例えば歴史的風致のコア部分に向かうアクセス道路の街路樹整備や、コア周辺の植栽、緑化を促す仕組み、あるいは、沖縄県の国営公園を考えてみますと、その周辺に例えば、熱帯果樹林を整え、地域の観光資源にそれをつなぎあわせていくアプローチを促す仕組み、このような仕組みの織り込みも大切であろう存じます。

それから2つ目は、人的資源拡充に関わる問題で、歴史的風致に関連する人材育成や研究助成、あるいは、知的国際交流のようなプログラムの実施可能性をこの法律の中に抱き合わせにしておくことが大事と存じます。

【委員長】 ありがとうございました。

では、ご欠席の委員からご意見が出ているものについてはご紹介をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局から、本日ご欠席の陣内先生のほうからご意見をいただいておりますので、ご披露させていただきたいと思います。何点かございます。原文になるとちょっと長くなりますので、ちょっと要点という形でご説明させていただくことをお許しいただきたいと思います。

まず1点目でございます。文章中、歴史的な風情、情緒という言葉がしばしば登場するわけで、気持ちに訴えるよい言葉であります。ややロマンチックで懐古的な響きがありましてやや弱いのではないかと。これにかわるいい表現はすぐには思いつかないんですが、ご検討いただいたらいかがでしょうかというのが1点でございます。

2点目、税制でございます。今回、所得税、法人税、特別控除が出ておりますが、相続税、固定資産税の減免などを真剣に検討する必要があります。11ページの15、16行目の次にそれに関する内容を盛り込みたい。

3点目、本文6ページの3行目の部分なんですけれども、枠組みが存在しないとありますが、やはり都市計画マスタープランに歴史の位置づけがない、これは非常に重要でありまして、これを記述する必要があるということで、9ページの32行目から34行目の段

落のところに、ヨーロッパの都市のように、各自治体はマスタープランの中に歴史的エリアの視点を盛り込むことが必要、もしくは、望ましいといった方向を打ち出せないか。

次、4点目でございます。あちこち飛んで申しわけございません。6ページの15行目から17行目の段落でございますが、ここではまちづくりの有力な手がかりとして歴史的な要素がどのまちにも必ずある。それを発見、再評価する姿勢が大事であると。ここでは「古都保存法に指定されている古都の市街地についても同様である」と書いてございますが、同様であるという表現は弱過ぎると。ここもきちっと「人々の生活するまちの空間の中に価値ある歴史的資産が多く受け継がれていく。」というような記述が必要ではないか。

それと関連いたしまして、8ページの8行目でございますが、「歴史的文化的資産を保存・活用する新たなまちづくり制度」の中で、「その維持向上を通じて」と書いてございます。地元の人たちの中では、その資産の価値が認識されていない、文化的アイデンティティが共有されていないことが多い。それを掘り起こし再評価し、共有化し、生かす実践をするという文化運動は必要だと思われる。そう考えると、維持向上と繰り返し登場するその表現は弱いのではないかというご意見でございます。

5点目でございます。またちょっと戻りまして、6ページでございますが、23行目から28行目の段落でございます。ここでは市街地についていろんな場になっているという説明がありますけれども、それに加えて、歴史的な資産は地域の新たな文化を創造する発想の源として、もしくは、よりどころとして大きな価値を持つ。歴史的なアイデンティティなくしてその国、地域、まちの創造性は生まれないというような趣旨の観点が必要であるという指摘でございます。

それから、6点目でございます。「歴史的文化的資産を保存・活用する」という言葉が何度か出てまいりますけれども、これに「再生」という言葉を加える必要があるのではないかと。海外では、アジアを含め、リジェネレーションという言葉をししばしば使うようになっているが、日本では再生は大都市の巨大開発を指して使われることが多かったため、歴史的な都市の再生という言葉はあまり使われてこなかったが、今後は必要だと思われる。

7点目、今度は8ページの27行目から31行目、及び、9ページの8行目から14行目、これは歴史的風致の説明の部分でございますが、ここは非常に重要でと。歴史性を持った資産となる都市空間、まちなみなり環境なりはさまざまな要素からなると。建物ばかりでなくて、外部空間としての路地、街路、坂、さらに、歴史的仕組みとしての町割、敷地割、庭、空地なども重要となる。同時に、それを包み込む、あるいは、地域の空間軸

となる川、堀、斜面緑地などの水や緑の帯が大切である。今の説明だと、まず文化財としての重要な建築物があって、次に、それがなくても価値のある建物とその周辺の緑、水と環境となっていてやや包括性に欠ける記述のように思えると。特に風致という言葉からするとそう感じるという指摘でございます。

また、宗教的な要素には国の立場としては触れにくいかもしれませんが、都市や地域の歴史的風致の点からは、寺社、鎮守の森、聖域、信仰の場というような要素が非常に大事であって、そういう例えば例を挙げておられますが、新宿区の景観問題として神楽坂の赤城神社において、境内の本殿を移動させ高層ビルを建てるという計画が発表され対応を迫られているという、そういったことが今後頻発する可能性がある地域にとって、緑に包まれた寺社の空間が歴史的風致を維持するのに欠かせないという認識が必要だというご意見。

それから、次の9ページの15行目、「伝統的な活動」という項目がございますが、伝統もつくられ変化するものである。祭りの運営形態も女性が参加するなど、時代の価値に合わせてくましく変化する。変化するニュアンスが欲しいというご意見。

次が最後でございます。11ページの17行目から18行目、地区計画制度のことが書いてございますが、マスタープランにおける歴史的エリアを書くことが必要だと申し上げましたが、それに関連して、そういうエリアにあっては、高さ制限などに加えて現行の容積率を下げるのが場所によっては検討されてしかるべきであるというご意見でございます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

では、最後にちょっと私が委員の一人として、まず非常に細かいことで恐縮ですが、資料3-1の左上ですが、ちょっと文章が変なので、これは「昭和41年制定の古都保存法により10古都」と、都市でしょうね、これはやっぱり。多分そのほうがいいと思います。これは本文ではありませんので、後でまたということで。

あとは、本文についてであります。全体としては大変いいことを書いていただいております。それで、その上でまた言うのは大変ちょっと申しわけないのですが、幾つか非常に細かい点と、幾つか検討が必要な点があるかと思っておりますけれども。

まず、4ページでございますが、30行、1600年ごろとありますが、1600年前後約20年ぐらい幅がありますので、1600年前後としたほうがいいかなと思います。

それから、その下で31行目、ここだけ実はワープロ変換漏れかもしれませんが、ここにある復原と、それから、2ページの34行にもう一つのこっちの復元の元という字がありまして、ここだけが混在しているようにしますので、これは多分どちらかに統一でしょうね、おそらく。ですから、統一であれば統一のようにおっしゃっていただいて、また特殊に違うのであればそういうふうにおっしゃっていただければいいと思います。

それから、先ほど陣内先生から風情、情緒がちょっとややとご指摘がありました。私はできればそこにたたずまいというような言葉を入れて、さらに情緒的になるかもしれませんが、風情、たたずまい、情緒と、そのくらい、そういう情緒的な事柄まで議論できる審議会はここだけですので、良心と情緒が少し裏返しの関係ですので、少しどうかなど。

実はもともと今回の答申のときに一つに参考にした、実は国交省の中に1つの事前勉強会がありまして、私が委員長をさせていただいたのですが、4年ほど前に実はこういうお屋敷などがどんどん壊れてくると、何とかならないかということで、まず国交省としてできることをやろうということで、都市公園法の建ぺい率を緩和しまして、つまり邸宅と庭園の場合にはどうしても建ぺい率制限が出てくるので、緩和して歴史的建造物と一体になった公園整備をどんどん推進しようと、これは既に先行して実施しております。その際の報告書は「たたずまい」という言葉を使っておりまして、この言葉には多少私自身の思い込みといえますか、そういうことがあるということでございます。

それから、もう一つ、6ページでございますが、先ほどマスタープランのことがありましたが、私としてはできれば歴史と文化の視点が従来の都市計画マスタープランには欠けていたと、もうはっきり歴史と文化とうたっていただいて、都市計画マスタープランの記載をどうするかはあくまで自治体の任意の事項でございますので、国としてはむしろ歴史と文化を今後、都市計画マスタープランに重視してくださいということを呼びかければいだけのことだと思いますので、これはぜひそういう視点を報告に書いていただくと、なるほど、従来我が市は歴史と文化の視点がマスタープランに欠けていたということで取り組もうということになりますので、やっぱりそういうよりどころが審議会の文章とか都市計画運用指針なりとか、あるいは、都市計画全国大会での国の幹部のご発言とか、そういうところしかよりどころがないものですから、そこら辺はぜひできれば審議会の文章として入れてほしいなと思います。

それから、やや文章が、あちこちに出てくるキーワードですけれども、例えば6ページでいえば6行目、「歴史的文化的資産の保存・継承」とございます。それから、あと、6ペ

一ページの33行目で、「保存・活用」、これは保存・活用としたほうがいいかもしれませんね。あと、そこからさらに「維持向上」という言葉がまた随所に出てきます。例えば9ページの33行と。そこら辺で、使い分けるのであれば使い分けると、統一できるところは統一するというほうがいいと思いますので。

それで、私としては一つお願いしたいのが、今回の小委員会の名称が歴史的風土の保存・継承小委員会となっておりますが、保存は従来使っていますが、継承という言葉はなかなかいい言葉だと思うんですね、わりと格調高く。維持についてはどうも道路の維持管理とか、何かアスファルト舗装を手直ししているようなちょっとイメージもありますので、これはこれとして、向上という言葉が悪いと言っているわけではないのですが、どこかにやはり継承という言葉もぜひ使っていただくと、継承となるとやはり何を継承すべきか評価しているということなんですね。

当然その中のいいものを、それから、少し壊れていたものはやっぱりきちんと何とか戻そうとか、あるいは、現代的な価値の中でやっぱりそういうものを引き継ぎながら、思想とか技術を引き継ぎながら再生しようとか、丸ごと中世都市、近世都市を復原するわけじゃありませんので、やはり継承というのはそういうような観点がおそらく込められている言葉だと思います。維持となると何となく少しもとどおりにという感じなので、少しそういうこともどこかで、むしろせつかくの小委員会の名称でしたので、キーワードとしてぜひ使ってほしいなど。継承、発展とか、まだいろいろあると思います。

それから、8ページの規制緩和、I臨時委員がご指摘のとおりだと思ひまして、これはおそらく以前、景観法を制定する際に使った言葉なのですが、斜線制限で町屋が切り取られないように緩和する、こういう景観的なものについてはもとどおり町家がもとの景観で存続するように、多分そんな意味だったと思うのですが、ただ、一般的には世の中は今、規制緩和でマンションがあちこち建って困ると世の中で受け取れますので、やはり少し言葉については工夫していただいて。

きのう新聞を見てがっかりしたのですが、那覇で、私は個人的には那覇は古都法の古都の追加対象たるべき、王国でしたから、と思うのですが、那覇市役所が移転することをやめてその移転用地を売却すると。しかも、売却するためにわざわざ用途地域を変更するというのを今、那覇市議会で議事を進めているそうでもあります。そうすると、首里城より高い建物が建ってしまうということで、今、新聞報道で出ていますが、これは一体何なのかという感じもするので、やはり規制緩和という言葉は。

それと同時に、今のことと絡むのですが、国有地と特殊法人など国の機関の土地の扱いについてはどこかで触れてほしい。つまり、国有財産法の改正で、戦争で国土が荒廃した後、やはり緑を増やそうと。特に、お城の跡地は軍隊が使っていたところが多かったものですから、そういう場所を国民に開放しようということで、国有地の無償貸付などの制度ができ、城址が緑地として保全されたと思いますけれども、最近は国の土地もやはり売りますとかあるようですが、やはり歴史文化の継承に係る場所で、国有地であるものについては。

あと、もう一つ二つ、庁舎の移転とか縮小とか、要らなくなった機関としてか、あるいは、国の官舎を売るとかなった場合に、歴史文化の継承という観点が全くないと、単に売ってしまうということになると、やはりこれは一体何をか言わんやということになります。

それから、例えば市の土地につきましても、最近でいいますと、佐賀城では佐賀市がみずから水道局用地を民間事業者に売ってしまひまして大騒動になりまして、結局、国が補助金を出して今度は佐賀県が買い取ると、佐賀城の公園の一部にするという、これも一体何なのかということになりますので、やはり国公有地の取り扱いについてはどこか行政に対してちゃんとそういうことを考えなさいということと言えないという気がいたします。

それから、県の役割についてご指摘がありましたので、まとめてどこか1箇所に書くかどうかですね。教育委員会のそういうノウハウだけではなくて、特に道路、河川、堀割とかが県が管理していることが結構多いので、やはり県がある程度こういうものを、市町村が主体となって進めるにしてもやっぱり応援してくれるというのがないとまずいと思いますので、そういう観点でどこかにやはり言及が要るのかもしれないので、そこら辺は少しご検討いただきたいと思います。

ということで、以上、いろいろ注文を出して大変申しわけないのですが、そこで、とりあえずできましたら、最後の方向性が決まった後のチェックとか手際については、この後、事務局、委員長一任ということにしたいと思いますが、内容的なことは委員長一任というのもややつらい面もありますので、ことはできればこの時間の中でさばきたいと思いますので、ちょっと少しお時間をとることでよろしいですか。

【事務局】 その前に、基本的にちょっとご質問にお答えしてない部分がありますので、それと、方向性を先にちょっと申し述べさせていただいて、それで、多少ディテールについて答えさせていただくような形で。

【委員長】 わかりました。了解です。

【事務局】 報告書の順番ではなくて、ご発言いただいた順番にいただいたご疑問のあたりを少し簡単にご整理をさせていただきたいと思います。

まず、E専門委員からいただきました一つの防災に関する幾つかの観点でございますが、確かに記述の中に抜けて落ちている部分もありますので、観点の一つとして考えていきたいと思っています。

ただ、1つは今回の報告書、既にG委員からもご指摘がありましたけれども、現行で制度設計、法律の設計と一緒に考えており、そのあたりを含めてご説明を申し上げたいと思います。

それで、まず最初の規制緩和、E専門委員からもございましたけれども、これは規制緩和をすることによって歴史的風致が守られるという場合に限定するという意味で、例えば住居専用地域において例えばレストランを開きたいといっても、それは用途、現行法規では建てられないので、そこで町家を、じゃあ、しょうがないから売り払っちゃおうかというところにスポット的に用途を緩和してレストランが営業できるようにするとか、先ほど委員長からもございましたけれども、本来斜線制限でちょん切らなければいけない部分をちょん切らずにもとのまま残そうとか、そういう形の歴史的資産を守るべき地区計画というところで邪魔なところを緩和しようということでございます。ちょっと表現全体は工夫していかないといけないかと思っております。

それから、これも法律上の用語と現実の用語との若干ギャップがございまして、このレポートの中では建築物という言葉と建造物という言葉が両方出てまいります。日本庭園は建築物にはもちろん含まれませんけれども、建造物という概念の中にはおよそ人の手が加わってつくったものはみんな入るんだという解釈を今のところいただいてございまして、建築物、日本庭園、遺跡等々という例示をどこかで活用、使うなどとして、そういったものがわかるような形を一つはとっておかなければいけないかなと。

それから、税について、これはF委員以下複数の委員からご指摘がございましたけれども、現行制度では公共事業で公共施設を取得する場合は最大5,000万円まで所得税の控除規定がございまして。この歴史的資産を活用したまちづくりも、公共団体が公共施設として広場等でもやった場合についてはちゃんと公共事業並みの控除がある。

ここで1,500万と申し上げたのは、途中でH委員からもありましたけれども、歴史的再生機構、いわゆる機構というものの取り扱いでございますけれども、基本的にはこれは財団法人ですとかNPO法人、そういったものがやった場合でも税の控除をつけることが

できるようにしようということで、そこが公共目的と若干差が出てきているということで、若干もう決着済みになってしまいましたので今さらというところではございますけれども、こういった文化財を除く歴史的なもので税制というのは第一歩ということでご理解をいただければと思っております。

それから、G委員のほうからございました全体のコンセプトとして、これは法律上どこが新しいのかということでございますけれども、方向性上のお話ではないんですけれども、従来、古都保存法という中で2つ限界がございまして、1つは都市の数が限定をされており、本当の古都でなければできなかったという。もう一つは、法律の構成上どちらかというと市街地の周辺の樹林地、自然的なものを中心として保全する概念だったということで、今回の考え方としては、1つは今まで古都でなかったそういう都市に一つ広げるということ、それから、緑、自然だけでなく市街地も含めた包括的な概念とすることというところが内容的には新しいところでございます。

それから、システムの中でいいますと、10ページの8行目に、幾つか国が積極的、重点的な支援を行うべき区域はということで、④、ご説明をいたしましたけれども、「歴史的風致の維持向上を図る取組が既に行われている、又は」行われているものと、これは実は既にある景観法ですとか都市計画における緑地保全制度ですとか、既にある土地利用規制法手法を活用して守るべきところをきちっと守っていただくということを前提として、それ以外の例えば補助金等々ございますけれども、そういったものに支援をしていくと、そういう枠組みでございまして、まさにニッチ的な部分という意味でいうと、規制法を新たに加えるということではなくて、規制をきちんとやっているところについてさらにもう一つプラスアルファのものを差し上げればというようなところでございます。

それから、一元的、総合的というところでちょっと幾つか表現については直していきたいと思いますが、やはり基本的なところは市町部局である都市計画行政と教育委員会の持っている文化財行政というのが一体的に手を携えていくということが最大のポイントでございます。

それから、法律の題名も歴史的風致ということで国民がどう思うかということで、これは我々の中でもちょっと法律の名前がかたいのでどういう形で呼んでいこうかということの一つ考えないといけないなということでございます。

国際性等々についてのご質問については、まさにおっしゃるとおりでございます。

それから、また、H委員から文章の末尾、「こと」云々ということで、このあたりについ

ではちょっと全体をきちんと見直させていただきたいと思います。

それで、ご指摘のありました電線の地中化についてでございますけれども、実はこのところでいいますと、今、電線の地中化については幹線道路が優先順位ナンバーワン、それから、景観法に基づく景観地区等に指定されたところについて優先順位がさらにつくということで、今回はこの歴史的風致として計画で重要なところに指定されたものについて優先度をつけるということで、これまでよりはかなり大きく踏み込んだ形で、それを電線地中化のほうの法律の中で位置づけていくと、こういう趣旨でございます。

それから、先ほどの機構につきましてはそういうNPO法人というようなことをイメージして、それを位置づけていきたいと考えてございます。

それから、I臨時委員から、規制緩和については先ほどご説明申し上げましたけれども、その国家的な重要性等々につきまして若干言葉が重複がございますが、片方で、この地方分権の中で国が関与してどこまで支援をしていくというところについての一つの考え方ということで、ここのところがやっぱりきちっと出していないと理解が得られないのだろうかかなという意味で、そういうところでも国が重点的な支援を行うところで先ほどとダブリますけれども、それぞれの土地利用規制とかをきちんとやって、既に取り組みをやっているところというのが優先されるべきであるというのが私どもの基本的な哲学でございます。

それから、国が指定するところで代表となるものだとか、若干狭過ぎるかなという概念があります。そういう意味では今、地方と国との関係でやはり国が関与していくものを明確にやっぱりきちんと表現するという意味でこういう形の書き方をしているというようなことでございます。

最後に、J専門委員から、周囲の自然的環境等々をハイライトしていくというようなことは、そういう地方公共団体においてそういった取り組みをしていることがそもそも前提であるというところに立っていくということでございますので、実際法律はこれからどうなるかわかりませんが、そういったものを運用していく中で、その要するに周辺の歴史的市街地があればその周辺の樹林地等々についてはきちんと都市計画上保全がされている。また、周辺のもの、例えばバイパス道路をつくってそこを通過させないようにするですとか、そういったようなものを計画の中にちゃんと含んでもらうということが国の支援の前提となっていくんだろうなというようなことでございます。

もう一つ、人材育成、研究育成のところにつきましてはちょっとE専門委員からもご指

摘がございましたけれども、ちょっとこのあたりはなかなか我々はどこまで踏み込めるかというところもございますので、ちょっとそこは考えさせていただいて。

以上、方向性を申し上げました。

【委員長】 どうぞ。

【F委員】 電柱についてなんですけれども、じゃあ、もしうちのまちで電線、電信柱をなくそう運動財団というかNPO法人をつくったとしたらば、そこに1,500万を使わせていただけるんですか。

【事務局】 それはちょっと説明が舌足らずで。電線地中化の事業につきまして、基本的にはやはり道路管理者と電力事業者が行う事業でございまして、そのNPO等の1,500万控除というのは、NPO法人が例えば広場ですとかそういう歴史的風致を活用するための施設のために用地を取得するとか施設を取得するというような場合に、その部分の所得税が控除されるというので、ちょっと説明がごっちゃになったので、舌足らずだったかもしれませんけど。

【F委員】 というのは、景観とか風景、または、公園、緑地ということからしますと、やっぱり風景が国の文化的遺産であって、それで、先ほどD臨時委員がお話しされましたように、そういう景観というものがとっても重要であるというお話じゃないですか。それで、電信柱はある意味ではそれを阻害するようなものであるわけですから、じゃあ、NPOでそういうものをなくそうと、道路計画でも道路局がそういうことをやってくれない地域もあったり、または、予算がなく、何か電柱1本80万ですね、地中化するのが。ということは、そういう予算があるならば、風景がよくなって景観がよくなれば、歴史的な建物とかたたずまいがあるところにそういうものをなくすことによって美しくなるということの一つのポイントってあると思うんですね。

それともう一つは、例えば猪苗代湖とかのほとりのところにごみの山が山積みされているわけですね。それをなくすことによって、昔の歴史的な猪苗代湖のイメージがもとに戻るとなるのならば、この1,500万を使ってそういうものを畳んでいくということももしできるのならば、地域にとって生かされるものになると思うんですね。

あの宮崎のきれいな海岸線のところにも昔のドライブインがそのままお化け屋敷になっていて、それさえなくなればほんとうにきれいな昔の宮崎の海岸になるわけですから、この予算を例えば畳んでいくために使えるようなものになるのならば、歴史的な景観がよみがえるわけじゃないですか。

そういう解釈を国民ができるのなら、とつても活用したいと思うんですけども、そういう解釈はここには与えることはできないのでしょうか。

【都市・地域整備局長】 F委員のおっしゃったことを補助するための制度を別途用意していますので、新しい予算制度について説明をさせていただきたいのですが。

【事務局】 都市計画課長でございます。

いろんなものを混じって書いておりますので、わかりにくくて恐縮なんですけど、今回は具体の記述でいいますと11ページの7行目で、委員からもご指摘いただいて支援でわかりにくいというお話がございました。

これは実は全く新しい予算の補助制度を考えておまして、1つは、壊れかけたような町家とかそういったようなものをきれいにオーセンティックに復原するというようなものに使うこと、それから、委員からもご指摘がありましたけど、それを例えば公共が買い取って保全するというときのその買い取る費用、ここは土地を買い取るときには土地代も一応見れるようにしております。

それから、そこにいいものが残っているんですけど、今まさにF委員がおっしゃったように、周りに非常に汚い倉庫が残っていると、あるいは、隣に廃屋が残っていると、それがあるがゆえに非常にいい景観というか風致が悪くなっているというようなところについてはそれを取り去るという事業についてもお金が出せるように。

それから、あとは例えばその町家を修復してそこで何かイベントのようなものをやるようなときには、そのイベントの費用についても一部助成ができるというような、いい風致を形づくっている建造物、これは先ほどもございましたけれども、建築物には限りません。例えばお庭とか人間の手が入っているものは基本的にオーケーだということにしておりますので、それを保全したりするときの予算として新しい予算制度をつくって、事業自体は2分の1補助の市町村でございます、市町村がやるのに2分の1国が出すということですので、その新しい制度をつくってそういうものに活用していただけるように考えております。

それから、1,500万のお話は、一般の普通の人が土地を例えば市町村とか新しくできます機構に使ってくださいということで売り渡す場合に、私が土地を持っていて売りますと、その代金が例えば5,000万とか3,000万とかもらえるわけですが、普通何もないとそのもらった代金にそのまま所得税がかかってしまいます。税金でたくさん持っていかれちゃうので、なかなか、じゃあ、売りましょうという話にならないものですから、そ

ういう公的な施設に使うために売り渡す場合には、私が得た利益から1,500万分は控除して税金を計算しましょうと、そういう制度でございまして、私に1,500万円現ナマが入るといわけじゃないんですけれども、ということで、土地の譲渡をできるだけ円滑にしやすくしようと、そういう制度でございまして。

ですので、お金を使って不要物件を除却したり、あるいは、修景したりというのは新しく考えております予算制度のほうで対応できるんじゃないかと思っております。

それで、その予算制度は一応NPO法人に直接国がお金を出すということがなかなか財務省との関係でできませんで、市町村がNPO法人に助成をする際に、その市町村が出す際に国が市町村に対して出すと、そういう形の制度に設計をしようとしてございまして、20日が内示でございまして、まだ認めていただいているわけではないんですけれども、おおむねその方向でうまくいくんじゃないかなと思っております。

【F委員】 この1,500万は一律ですよ。例えば、この間行った犬山市みたいなどころに行って1,500万円の控除をされたら非常に助かりますけれども、東京とか大都市で1,500万といたら大したことないわと、もう売っちゃったほうがいいわと。だから、例えばその地域の土地の格差によって、例えばパーセンテージで逆に計算できないんですか。

【事務局】 実際は確かに東京ではちょっと土地を売ってももう億単位でかかりますし、田舎では広い土地でも安いんですが、実はこれは何で1,500万になっているかといいますと、バランスを例えば道路とかいわゆる収用事業で収用された場合に、幾ら、じゃあ、控除ができるかという、そういうものとの、そういう類型が幾つかございまして、そのバランスを見ながら金額は設定されております。

現在は公共事業の場合に全国一律5,000万という、そういう制度に、5,000万控除となっているものですから、それとのバランスで、結局それ以外のものも一律でという制度に今もうなってしまうということでございます。

今おっしゃいましたように、ほんとうはパーセンテージみたいなものでできるといいとは思いますが、なかなかちょっと親制度のほうでそういう形でできておりますので、今回はそのバランスの上で1,500万というのが設定されておるということでございます。

【F委員】 では、法改正のときになったら言っていたらいいですね。

【委員長】 現在、国でできる最大の施策が実はこの税の控除です。土地の売却益の所

得は後で住民税から国民健康保険料、介護保険料など全部利いてきますね。だから、控除があるかどうかは大変なことなんです。だから、普通はなかなか町家など民間同士の売買は起きない。

【G委員】 今日この制度そのものにダイレクトにきいてくるかどうか定かでは必ずしもないんですけども、地方分権について一言申し上げたいと思ったんですが、11月末ぐらいに地方分権委員会の中間取りまとめが出ましたけれども、これは私も正月に時間があつたらちゃんと文章を書こうと思っているんですが、中間取りまとめは非常にできが悪いんですね、全体に。

それはかなりはっきりしてしまっていて、例えば、地方分権に対する懸念ということで専門性と広域性と統一性ということを挙げていて、それに対して反論していますが、全く反論になっていないということと、それから、取り上げられている項目が非常に恣意的で、都市計画領域なんかはかなり挙げられていましたけれども、そこも合理性がないということと、それから、何より最初のところの国際性ということ随分言うんだけれども、情報化とか、言っているんだけど、そのことが後半の具体的な施策に全く反映されていないので、ただ言っているだけなんです。全然国際性の何たるかということは何もわかっておられないということがはっきりしております。

そこは、ですから、先ほど環境といいますか、要するに、この仕組みなんかをつくるときのやっぱり一つの空気の醸成みたいなところがあるんだと思うんですけども、結構そういうふうにいる人は私の周りでは大変多くて、正面から反論するというのもされたらいいと思いますし、この文章でも国、地方関係が当然出てくるので、そういうことを踏まえて書かれるとよろしいんじゃないかと思います。

以上です。

【委員長】 既に所定の時間ですが、延長しなければならないということで、どうしてもとという方については中座で、もう少し皆様方にご協力いただいております。よろしくお願いします。

少し修文の件の検討時間、ストレートにもうお話しできますか。どうしますか。

【事務局】 大丈夫です。

【委員長】 それで2点ほど私は忘れちゃいまして、1つが7ページ、ここにちょっと明確に古都の指定要件の第1条の後半部分を、既に大津で古都指定をしていますので、後半部分の文化の中心についても今後生かしていくとか、そのニュアンスを1行ぐらい入れ

てほしいなと思います。読める人は読めるんですが、入れるとしたらやっぱりこの21行から29行目のどこかかなと。

それと、11ページのところですが、道路の話が随分出ているのですが、既に河川分科会の答申で歴史的な堀割水路の復原については文章化していますので、河川、水路、用水とかそこら辺を報告に盛り込んでいただけると、という感じです。

以上、さらに言いまして申しわけないです。

では、修文についてのご提案について、よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、今包括的にお答えしたことで済んだものは飛ばさせていただきます。具体的な修文と、それから、あともう少し細かいところでお答えしなきゃいけないところについてちょっと順にご説明をさせていただきます。

まず、2ページでございます。34行目、ここでフクゲンの復元という字が出てまいります。復元と書いたのはここだけでございます。これは全国展開小委員会の報告を引用した部分でございます。それは復元の字で書いてございましたのでそのまま書いてございますが、この報告案では全体としては復元のほうで統一をさせていただこうと思っております。ここだけは引用ですので復元で残させていただいて、あとは復元のほうで統一をさせていただきたいと思っております。

それから、もうそれも……。

【委員長】 括弧で引用してないので、趣旨を引用しているので、議事録の用字じゃないですから。概念整理したということ。

【事務局】 もう、じゃあ、復原で。

【委員長】 品詞じゃないですから、多分、この違いを指摘する人がいると思うので。

【事務局】 わかりました。じゃあ、それで復原で統一させていただきます。

それから、4ページ、30行目、ご指摘いただいたとおり、「1600年前後に」というふうに修正をさせていただきます。

それから、6ページでございますが、6行目で「歴史的文化的資産の保存・継承」、それと、33行目に「歴史的文化的資産を保存・活用したまちづくり」というふうにご指摘をいただきましたが、歴史的文化的資産そのものを指すときは保存・継承、まちづくりをいうときは保存・活用したまちづくりというふうに一応自分では統一したつもりでございますので、ほかのところでもしずれているところがあったらそういうふう直させていただきます。そこはよろしいでしょうか。

【委員長】 わかりました。

【事務局】 それから、同じ6ページの、すみません、少し戻りますが、上の3行目のところで、歴史、文化の視点がマスタープランに欠けていたという視点、これについてはちょっと事務局のほうで検討させていただけますでしょうか。

【委員長】 保留ですね。ノーの保留ですか。どちらでもいいのですけど。やめますか。保留してもう少し考えますか。

【事務局】 考え方は、マスタープランは基本的に自治事務になっていて、国がこうしろとは言えないんですけれども、先生がおっしゃったように、そういう視点を盛り込むことが必要だということを言うことはそれなりに意味があると思いますので、入れる方向で。

【委員長】 わかりました。あると望ましいでもいいですし。やっぱりやる気のある市町村が、ちょっとこれがよりどころになると思うので、ご検討いただくほうが。

【事務局】 今回新しい制度ができますので、そういう制度をつくる際にはマスタープランもちゃんと見直してもらって、必要があればそういうものを盛り込んでくださいという言い方はできると思いますので。

【委員長】 それはぜひご検討を。

【事務局】 前向きに検討させていただきます。

【I 臨時委員】 僕も先ほど言ったのは、そういう意味も含めてです。

【事務局】 それから、7ページでございます。第一要件の後半部分を今後も生かしていくという点については、21行目から23行目の段落のところに、ちょっと文言は考えますけれども、入れていきたいと、盛り込みたいと思っております。

それから、国の関与が高いという部分については、意味を広げてもそれを外すわけにはいかないというご指摘がございましたけれども、これは直接文章に反映いたしましょうか。

【I 臨時委員】 いや、ここはいいです。

【事務局】 わかりました。じゃあ、そこはそういう趣旨がわかるような方向で検討させていただきます。

それから、8ページでございますけれども、20行目、「国際的なわが国の位置付けの向上」の部分ですけれども、ここについてはその位置づけの内容として、観光立国とか、それから、やはり文化という言葉が必要だと思いますので、この2つを例示して補足を入れたいと思います。

それから、10ページをお願いします。10ページのところですが、G委員から、緊急

性が具体的に表現されていないというご指摘がありましたけれども、これについてはその心は7行目③のところで、「歴史的風致の消失が抑制され、また、向上が可能ならしめるもの」、この「消失が抑制され」という部分に含まれておりますので、もう少しここはわかるような表現に修正をしたいと思います。

それから、委員長から国有地の活用という指摘がございましたけれども、これにつきましては、国が講ずるべき支援の内容のところ、ちょっと今具体的な場所は、申しわけありません、思いついてないんですけれども、そこに入れ込んでいきたいと思います。

26行目、文化庁と連携・協同して、「国土交通省は」のくだりのところで、農水省、環境省、それから、教育関係もというご指摘がありましたけれども、これについては現在法律の検討をしている中で、これから関係する国の機関と協議、これから入っていくところでございますので、ここはご指摘ごもっともではございますが、対外的なちょっと影響も考えまして、実際に連携を組むことになったところを最終的に記述するというご許しをいただきたいと思います。

31行目、都市公園の管理のところ、街路、小河川、崖地等の緑地についての追加というご指摘がございましたけれども、この部分は県管理の都市公園の管理について、それを市町村が実施できるようにすることというのは、これは法律に書く事項でございます、それ以外の公物、道路等につきましては現在のところ法律に盛り込める状況になってございませんが、基本的に緑地については都市公園になっているものはすべてこの中に入っておりますので、都市公園というイメージがいわゆる普通の公園というイメージにどうしてもとられるところがあると思いますので、少しその都市公園というものの表現を工夫して、いろんな形態のものが入るとさせていただければと考えてございます。

それから、11ページのほうでございますけれども、いろいろとここで箇条書きで支援の内容を入れていますが、それぞれ主語は国か、中身は補助金か、具体的にというご指摘がありましたが、全体をまとめる(4)のところで「国が講ずるべき支援の内容」としてそれで箇条書きをしておりますので、基本的には全部主語は国なんでございますが、それぞれ国と書くわけにもまいりませんので、ただ、もうちょっとそこはわかりやすいように表現をさせていただきたいと思います。

それから、中身が補助金かどうかにつきましても、もう少しそこは補助金で対応するものと、それから、法律の特例で対応するものといういろいろございますが、そこももう少し具体的に可能な範囲でわかりやすく書かせていただきたいと思います。

15行目の税制のところでございます。所得税の減税処置のところ以外で、特に相続税、固定資産税のご指摘がございました。これもそれぞれ当初チャレンジいたしまして、相続税につきましては、固定資産税もそうなのですが、文化財については既に文化庁のほうで税制が処置されている。今回問題になっているのは、それ以外の歴史的風致を形成するものについて、その税制というものが対象になっています。

そういった議論で持っていくと、要するに文化財未満のものに見られてしまいますので、例えば登録文化財で一定の、文化財の中で一番税制措置が低いレベルのものなのですが、それ以上の措置はできないと言われておりまして、そこはなかなか税制措置を入れるということが難しいところ。

それと、相続税関係では、やはりこれは初めて出てくる新しい施設概念ですので、ある程度相続の事例がないと要求にならないと指摘をされておりまして、その事例が幾つか出てきたら、それでいろいろ検討ができるという指摘がされて今回落ちていますので、そういったところは宿題で残っております。全くこれで終わりという表現にしないで、それ以外の部分についてもというような表現で対応したいと思います。

それから、あとは……。

【委員長】 最後、ちょっと観光の話が出たのはどうでしょうか。12ページぐらいに。

【事務局】 最後の12ページのところでございます。12ページのまとめのところでは幾つかご指摘がありまして、観光立国に関するところ、これはやはり6行目の段落の中で観光の観点もぜひ入れ込みたいと思います。そういうふう整理をさせていただきたいと思います。

それから、ここの最後の9行目の項目の主語についてのご指摘がありましたけれども、ここは冒頭「政府には」と書いてございますが、これは小委員会が報告を出して、それが最終的にこれが答申になることを想定していますので、やはり審議会が政府に対して言っていると、この文章の主語、「切に望む」のは審議会であって、それを望まれるのは政府という表現でございまして、そこはそういうふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、経済との共存、こういう歴史的な風致の維持向上というものが資産価値を上げると、そういう趣旨については、例えば6行目の段落の中で、「ますますその重要性が高まる」というふうにつなげるようにそこに表現を入れ込みたいと思います。

あと、実はきょうお配りしておりませんが、D臨時委員とE専門委員から非常に細かい

言葉の修正をいただいております、それは大体今ご説明させていただいた方向性の中で対応する内容だということで、一つ一つのご回答は省略させていただいてよろしゅうございましょうか。申しわけございません。

大体これで全体だと思います。あと、足りないことがあったらご指摘いただきたいと思います。

【I 臨時委員】 先ほど質問の、これは別に直してくれということではないんですが、10ページの4行目の「核となる歴史的建造物が国の指定・選定に係る文化財であり」、これはこれで大体カバーできるものなんですね、「国の指定・選定に係る文化財」。これは各項目が①から④まですべて要件を満たさなきゃいけないということなんですよ。だから、その場合、大丈夫なのかという。

【事務局】 やはり先ほどもちょっとご説明させてもらった、国がなぜ関与するのかという部分のコアとなるところでございまして、とりあえず今回のところで歴史的まちづくりの一番取り組みの端緒でございまして、最も重要なところからやっていきたいというところで整理をさせていただいております。

【F 委員】 私も質問を一つ。この中で4ページのところで、先ほど言われた1600年からということで、いつからが歴史的なのかということをもっとはっきり書いていただかないと、じゃあ、ついこの間、日本女子大の女子寮をつぶしたんですね、高層ビルになるのに。だけど、日本の女性のために一番最初にできた個室のある寮で、非常に女性の歴史にとって大切な寮だったのにもかかわらず、民間が持っているわけですから介入できないわけなんです。そうすると、結局国にお願いしたいという一般の市民の気持ちですよ。自分の自治体がやってくれないものですから。

だから、そうしたときに、じゃあ、これは歴史というのはどこからスタートした歴史で、ここに私たちが駆け込めるのかということが掲示されていないと、何でもかんでも持ってきてもいいということになるならば、もちろんそれは排除されちゃうでしょうけれども、だけど、もうちょっとそのところをはっきり言っていただけたほうが活用しやすいんじゃないかなと思うんです。

【委員長】 これは私の意見では、これはやはり先ほどから国が関与する要件で国の文化財とか言っていますので、むしろ文化財側がどういう観点をとるか、国としての、というところで自然に引きずられてくるということでもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

【F委員】　　じゃあ、70年代の万博会場は国にとってとても歴史的に重要であって、文化財として残したいものじゃないですか。そうすると、あれは文化財と言わないんですか。

【委員長】　　最近で言えば、コルビジェの関係で戦後の建物を指定していますし、だから、それはやはり単純に時期ではなくて、全体の意味合いの中でなのでは、それはむしろE専門委員に言っていただいたらいいと。

【F委員】　　そうすると、そういう日本女子大の女子寮というのもすごく……。

【E専門委員】　　そうです、大事だと。

【F委員】　　ですよね。そうすると、だけど、つぶしてしまったわけですから。

【E専門委員】　　そこがね。文化財サイドは金ないんですよ。そこがネックなんです。ただ、価値の話でいいますと、もちろん近代も50年たてば登録文化財にできるわけで、古い考え方だけでやっているというんじゃない。この法律ができれば私はそういう近代建築の保存がかなり可能になると思いますね。そういう意味で、非常にこれは大事だと私は思っています。

【F委員】　　私もそう思うので、早くに実施してほしいんですけど、だけど、何でもかんでも持ってこられちゃ困るということになってしまうと、余計に大変だなと。

【事務局】　　歴史、文化を生かしたまちづくりというのはもう津々浦々いろんなレベルのものが動いておりまして、それを支援するような景観法というような大きな枠組みもできているんですけども、その中で一定程度文化財の側から見てもそれなりのレベルがあるところについてはある程度限定して国が重点的に支援をするための土俵をどうつくるかということで制度構成しているものですから、やっぱりそのレベルみたいなものはこの運用の中である程度は選択をしていかなきゃいけないという状況があるものですから、そこはぜひご理解をいただきたいと。

【F委員】　　あいまいなほうがあるものを持ちかけやすいのでいいと思うんですけども、ただ、そのときに、いや、1600年ぐらいからのものじゃなきゃだめだとかって逆に切られちゃうとかということでもなく。

【小林課長】　　そういう意味でいうと、まさに委員長がお話いただいた文化財としてのやっぱり相場観みたいなものがある主軸にあって、それと、まちづくりサイド、これは基礎的に自治体がやるものですけども、それを国の側からも一定の範囲で支援をするというような形で取り組んでいきたいと思っております。

【委員長】 それでは、いろいろ議論は尽きないのですが、資料4を皆さん見ていただきたいのですが。

今後の進行でございますが、本日、各委員からの意見に対して事務局で真摯に受けとめていただいて、随分いろいろ取り入れていただいたということで、逆に言いますと、今日ではまだ文案は決まっております。ですが、方向については我々は十分に納得したと思っております。

実は何を申し上げたいかといいますと、この後、パブリックコメントということで国民に広くご意見を伺うという期間をちょうど年内から年明けにかけてとって、実は1月下旬の最終の小委員会に諮りたいと。当然ながら、同時並行で、やはり国としての文書ですので、当然、いろんな行政内部の所要の手續が同時並行であると思っておりますので、できる限り事務局としてのいろんな苦労も少し軽減できる場所はしたいと思っておりますので、きょういろいろ丁寧なご説明がありましたから、修文作業については、パブリックコメントとしての修文作業については委員長と事務局にご一任いただいて、もう一回そのパブコメ案に対して、国民からのご意見に対して、またそれを受けとめて修正する場面もあると思っておりますし、また、パブコメをごらんになった上で、また各委員からさらにここはというのがあると思っておりますので、もう一回そういう機会があるという前提で、もう一度お諮りしてからパブコメとなると時間が大変なものですから、そういうことをご了解いただけますでしょうか。そういうことで、今後どう進めるかについては事務局からお願いしたいなど。

それから、最後、せっかくですので、局長からも何かご発言があれば一言ということで、30分超過になりますが、決して議事進行が悪かったということではなくて、皆様の大変な熱意がこういうことになったのだらうと勝手に思いますので、すみませんが、最後、事務局と、あと、局長からよろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局】 局長は最後にとっておきまして、資料4、今、委員長がおっしゃった4をごらんいただきます。

第4回の委員会は本日ご議論いただきまして、事務局の素案と修正の方向性についてはご了解いただいたということで、これからパブリックコメントを約2週間ほど実施いたします。その間、各省協議と幾つかの手續を、所要の手續を踏まえた後に、第5回の小委員会を20年1月25日の午前10時から12時ということで開催をさせていただきます。修正した案につきましては、この前段階で各委員にご送付をして、さらにご意見をいただければと考えてございます。

また、現在日程調整中でございますけれども、歴史的風土部会にこれを報告していくということで、今日程調整をしているところでございます。

それでは、ちょっと最後に局長のほうから。

【都市・地域整備局長】 熱心なご討議ありがとうございました。

各先生方から貴重なご意見をいただいたんですが、お聞きしながら、私どもできちんと説明しなければならないことは、G委員もおっしゃったことなのですが、古都保存法、景観法、そして都市計画法といった既存の法律がある中で、私どもは新しい法律を提案しようとしているわけですから、この新法を出すねらい、基本のコンセプトは何なのかというところが実は一番大切なところです。私どもも議論しながらまだまだぶれているところがあります。そのぶれているところについて、各委員のご意見がたくさん出たのではないかと思います。

私どもは基本的には既存の法制度を前提として、歴史的風致を保存・継承したまちづくりを進めていくところがやっぱり基本だと思うんですね。これは単に文化財を保全する、あるいは、文化財プラスアルファを保全するというのではなくて、それを生かしながらというか、それを生かしたまちづくりというものをどう進めるかというところを法律できちんと位置づけたいと思っています。法律の内容は大きく2つありまして、1つは、首長さんが自分のまちづくりの基本方針をきっちり書く。J専門委員がおっしゃったように、単にそのコアになる歴史的風致のところだけじゃなくて、そこに至るまでの街路の環境ですとか、あるいは、借景となる山々、まち全体のまちづくりの基本方針を書くということですから、当然市町村のマスタープランにも影響するわけです。もう一つは、そういう基本方針をしっかりと書こうということと同時に、そのコアになる地区をしっかりと、保存じゃなくて、もう一回新しく作り上げるということだと思っています。

ですから、事業法的な性格を持った法律だというふうにこしらえたいと思っていますので、その辺のイメージが、それぞれ委員の先生方でも若干温度差がありますし、我々、実はこう並んでいる中でも結構温度差がありますので、ご意見がたくさん出てなかなか難しいのはそういうところだと思います。

ですから、文化財をただ保全するだけだったら何も事業制度は要らないわけですが、まさに事業制度を持った制度として仕組みたいと思っていますので、それをこれから年明けでチャレンジしたいと思っています。引き続きご指導をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

【委員長】 我々一同、大いに期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上、30分超過で申しわけなかったですが、これをもって散会ということで、ありがとうございました。

— 了 —